

平成16年9月10日(3)

開議 10時30分

○議長 楠本賢治君

おはようございます。

只今の出席議員は16名で定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問、2日目を行ないます。

質問の順序は発言通告書提出の順序といたします。初めに、村田喜代子議員。

○5番 村田喜代子君

皆様おはようございます。この夏の暑さの猛威で、本当に大変な思いをされた方、また、台風で大変な被害をうけた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。それとともに、9月に同時多発テロ等の後、また、ロシアの小学校の生徒の悲しい事件が起きました。本当に亡くなった方々、子供さんたちに心を送ってまいりたいと思います。

では、質問通告書にそって質問させていただきます。

第1項といたしまして、少子・高齢化についてでございます。釜井市長さん、平成9年より市長に就任されて、2期目が終わりに近づいてまいりました。来年の4月は、市長選でございますが、3期目の挑戦は大きな問題を抱えながら、勿論される思いでしょうね。お伺いいたします。1期目、2期目と頑張ってこられた感想をお聞かせください。

その上で人口減に対する思いは如何でしょうか。私は、この議場において、何度もこのことに触れました。しつこいように繰り返して申し訳ございませんが、人口増対策は、何より必要不可欠な問題だと思って、気になって気になって仕方がございません。

合計特殊出生率が、日本では1.33から1.29と過去最低を更新し続けております。豊前市においても、毎年、出産人口が減っております。その反面、高齢化率は26%を過ぎ26.32%となってまいりました。子供を育てる親に対し、子育て支援を考えてください。子供は国・地方の宝であります。これも何度も言わせて頂きました。

高齢者を支え社会をつくり担う次代の育成をする子供たちが、若者へと育っていくに従い、その本体が激減するという事は大変なことであります。時を後回しにせず、最小限度、今の時代より何の予算以上に配置をしなくてはいけないことではないでしょうか。

国の施策を待つのみでなく、個々たる地方からも考え、よりよい社会を次の時代へと渡すことが大切ではないでしょうか。物はこねれば製作していただけますが、この生命を宿す1個の体を、地球上へ現すことは安易に出来るものではありません。将来、子供の、また若者の空洞化をつくらぬよう、行政として何らかの支援及び体制づくりを要望いたします。

世界でも、先進諸国の少子化対策をしっかりとやっている国は、出生率低下に歯止めがかかっているそうです。少子化対策本部を設置し様々な対応を望みます。それとともに、団塊世代を迎え高齢者がだんだん激増してまいります。歳を取るということは、取って見なくては分からない老いを感じるものです。寝たきりにならないよう、生きがいのある歳の

取り方の出来る行政のお手伝いをお願いいたします。

その意味で、健康増進対策として筋肉のトレーニングマシン等の導入は如何でしょうか。神奈川県川崎市等は、皆様がそのトレーニングにより、よりよい効果を出しているとのことで、大きく国保を助けているそうです。寝たきりになり、在宅、入院になることにより、本人のもどかしさ家族の大変さ、また、自治体の財政を左右するといっても過言ではないのではないのでしょうか。介護予防の講演など、より多く接しさせながら、健康で明るい一生を送れる体制づくりのお手伝いを望みます。それとともに追加のようになりますが、横武小学校の講堂の件も、市としてどのようにお考えになっているのでしょうか。子供たちとともに高齢者が触れ合える一番いい場所でございます。

第2項といたしまして、自然及び災害対策についてでございます。6月議会の委員会でも申しましたが、最近、魚介類が獲れにくくなったと、漁業関係者からよく聞く言葉になってまいりました。私たちが子供の頃には、海へ行けば貝がとれるのは当たり前の話だったのですが、今では海に稚貝をまいても育たない。育たない環境であり、土壌とのこと。それでも海に関与して生活される方々の努力、また心配は大変なことではないのでしょうか。また、もし今度は反対に大漁だったら、市場の規模が小さく供給圏人口が少なく、他県、他地域へと入荷することにより値崩れを起こすなど、それでも魚介類の大量ということは、地元の方にとっては大変に嬉しいことだと思います。市としての対応を教えてください。また、今後の方針をお伺いいたします。

次に、今年に入って16号台風、18号台風における災害について、お伺いします。昨日しっかりとお尋ねしていますので、ダブらないように集約してお話したいと思います。自然災害である台風ほど人間の心を小さくしてしまうものはないのではないかと思います。

また、自然の猛威に立ち向かう困難さを身をもって教えられました。その中を職員の方々は、身をもって仕事とはいえ頑張ってくださいることに対し感謝いたします。どのようなことがあっても事故・怪我だけはありませぬことを念じております。

私が1つ言いたいことは、台風のみならず災害というのは何時来るか、来て見なくては分からないことでもあります。ですが、以前にもつらい思いをされた方々が、何度となく同じ不安な思いをされることは、人生において道を閉ざされているような思いだと思います。ましてや、人智で計り知れない自然の猛威に対してです。

豊前市で何箇所、床下、床上の浸水場所があるのでしょうか。昨日は、災害に対して後の始末等が主にありましたが、私としては、豊前市民の幸せとともに財産、物的、精神的なものを守るためにも、優先順位をつけてでも、現場の工事の見直しをして頂きたいと思っております。要望いたします。

第3項としまして、行財政の見直しについてでございます。これも昨日、詳しく質問されておりますので、簡単に。国の借金が700兆円、国民にとってみたら、えっと驚き耳を疑いたくなるような数字であります。国側はお金がありませんので、地方への補助金、

交付金は削減いたしますと、いろいろ改革してまいりますとの一言で、地方自治体は財政の見直しをしないでなりません。市の財源も年々減っております。だからといって、市民の要望・要求に対して、何もかも出来ませんというわけにはまいります。

豊前市では、行政事務改善委員会をつくっているとのことですが、何名ぐらいのチームで、どのような方針の改善対策を考えているのでしょうか、お伺いいたします。窓口の一本化、総合窓口を早期に立ち上げてください。高齢者が多くなってまいりました。電算の都合上、暫くとのことですが、ほぼどのくらい、何年ぐらい待てばよろしいのでしょうか。

職員の姿勢について、お伺いいたします。高齢者だけでなく、中高年の方々からも苦情が出ております。市職員全体の方々の苦情ではないと思いますが、不親切という言葉が聞きます。他にもありますが、態度・対応面に対しても笑顔、清潔さ、親切な一言、相手を思いやる心は必ず顔に、そして中心の目に出てまいります。事務的仕事も、必ず人間と人間の触れ合いでございます。市民の方の心の花束を目指して、豊前の玄関を飾ろうではありませんか。

最後に、職員の方からは少し注文が出るかもしれませんが、駐車場の件でございます。現在は、一般市民企業においても、駐車場の料金を取られている話をよく聞きます。市の職員は、ただじゃのう、という声もよく聞きます。市職員及び議員駐車場を有料化しては如何でしょうか。後は自席から質問させていただきます。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

村田議員のご質問に、お答え申し上げます。自然災害対策につきましては総務課長、行財政の見直しにつきましては、助役の答弁にいたします。私からは、1番目の少子・高齢化対策について、ご答弁させていただきます。

村田議員の豊前市の人口増に対する以前からのご質問、ご意見、拝聴しております。まず、答弁書の中の的確な点だけを、まず、壇上から申し上げ、指摘された点について生のご答弁をさせていただきます。

豊前市におきましては、すこやか赤ちゃん事業、子育て支援として、平成13年3月に児童育成計画を策定し、それに基づき一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、障害児学童保育、病後児保育を実施しております。他の市町村にないようなことを思い切りしているつもりでございますので、きっと人口増に結びつくものだろうと思っております。

人口の具体的な数字を申しますと、昨年5月現在では、豊前市の人口は2万9255名、世帯数は1万1196が、本年4月は2万9114名で141名の減、世帯数は逆に1万1239、45世帯増えております。世帯数については史上最高だろうと思っております。ただ絶対量が不足しておりますので、思い切った対策が必要だろうと思っております。

また、地域によりまして東の方は増えています。しかし、西の方と中心部と山の方が減

っているということであります。村田議員が住まわれている横武地区も苦しい状況だろうと認識しております。そのためにも、ほ場整備後の住宅の対策をもちたいとしております。

以上が私の答弁ですが、どうするのかという質問がありました。実は、今日の今日までどうするのか考えておりません。それでも8年経ったなど。この壇上で議会で質問してから29年、青年、釜井健介32歳も60歳になったなど思っているところでございます。

これからどうするのか、ポイントは市町村合併の問題を含め、残された高校用地の問題、また緊急かつ、いろんな問題が残っております。前の市長の件は、相当仕上げたつもりであります、今はそういうことでございます。まことに曖昧なフェージなご答弁でございますが、以上です。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

私からは、3番目の行財政の見直しについての質問に、お答えいたしたいと思っております。まず、事務改善の関係ですが、事務改善につきましては、現在進めておりますが、改善の中で職員の意見を聴いたらということもございまして、その職員の意見を聴くためのアンケートを、今日まで締め切りしておりますが、アンケートを集約するようにいたしております。その中で長期に改善しなければならない問題、或いは、短期に即改善が出来る問題等があると思っております。この改善につきましては、何時までということなくして、個々によって違ってまいりますので、それにより改善をしていきたいと思っております。

それから、電算関係を言われましたけれど、現在、導入しております電算につきましては、平成13年に導入いたしております、もう保守期間も切れておりまして、かえなければいけない状況にございます。事務改善には電算は不可欠でありますし、その中で買い替えの時期に合わせて、いろいろな改善をいたしていきたいと思っております。

それから、職員の意識改革の関係ですが、市民サービスということで、接遇については特に改革しなければと思っております、所属長会議のたびにお願いしておるところであります。

それから、職員の駐車場の有料化の件がありましたが、現在、職員の駐車場としては庁舎の東側、西側の2箇所を設置しておりますが、その駐車場には職員、或いは、嘱託職員等のマイカー通勤のために駐車しておりますが、現在、駐車の届出は309人の方が届出をされております。その届け者全員が、毎日、車で通勤ということにはなりません、駐車については支障のない状況にあります。

議員が申されるように、本市の厳しい財政状況を勘案したとき、議員のご指摘は正論かと思慮いたしますが、本市が都市部のように交通網が整備されている状況であれば、検討の余地はあろうかと存じますが、通勤などに利用する交通機関が十分に整備されてなく、車による通勤手段しかない状況の中、また、マイカーを公用車代わりに運行している事実等も考慮したとき、駐車場の有料化については、議員の意に沿いかねることをご理解頂き

たいと思います。以上です。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

災害の関係につきまして、自然災害及び自然の海の魚介類が獲れなくなって、非常に海が荒れているというご指摘がありまして、私も小さい頃から、この近くに住んでおりますので、そういう関係については、十分理解しているつもりですし、非常に残念なことであると。今、行政としても山、海、雑排水の下排水の配備、自然環境をどのように守っていくのかということ、総合的に市をあげていろんな手当てをしながら、一番自然の影響を諸に受けやすい海を、どのように守っていくのかということ、対応を考えているところでございますので、いろんなご助言等を頂きながら、行政施策の中で具体的に実現していきたいと考えております。

具体的に私どもに聞かれましたのは、床下災害の状況箇所等について、行政がどのように把握しているかということございまして。今、特に海岸を中心に、一部、山間部もありますが、畑地区や松江の漁港周辺で、台風や雨量の激しい時期に1、2世帯、残念ながら床下浸水の影響を受ける場所があります。八屋地区では、明神、住吉地区で、その規模により違いがありますが、5、6世帯から10世帯程度、先般の台風では3世帯、昨日の磯永議員の指摘で明神で3世帯ほどであると聞いております。

それから、宇島は神明町が5世帯から10世帯、いろんな状況の中で被害を受ける危険箇所、或いは、三毛門も3世帯前後の被害がありまして、その都度、恒久的に常に危険にさらされる地域については、改良工事をしておりまして、危険世帯は年々減少の傾向にありますが、新たな災害発生ということ、宅地開発等の影響も受けておりまして、予想できないような状態も一部発生しておりますが、具体的に対応を考え、そういう危険家屋の箇所の改良に努めているところであります。

どちらにしても、住民の生活を脅かす災害に対する対応については、今後とも真摯に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 大坪 勝君

海の自然が壊されているということの質問がありますが、それについて豊前市としましては、海岸清掃の助成等も、これは補助事業100%で行なっております。海岸の清掃、その環境づくりということで行なっております。

また、事業としましてアサリであります、3漁協に市の助成等を行って、豊前海のアサリということで取り組んでおります。またクルマエビ、ガザミ、ヨシエビということで、市も助成しながら豊前海の資源を守るということを考えております。よって、3漁協との

調整、また椎田から吉富町の間についての豊前海の推進を行なっております。以上です。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

少子・高齢化について、お伺いいたします。人口が減るというだけでなく、生まれる子供が少ないということの中の困った点ですね。そういう面から考えたときに、出生率を上げるために、市としていろいろ組んでおりますが、今、市長さんが、おいおい人口増になってくるのではないだろうかというような話がありましたが、平成12年に出生が247名、平成13年が263名、平成14年が226名、平成15年が208名と、だんだん減っております。高齢者の数が反対に、どんどん増えているわけです。だから10年、20年という先を考えたときに、まだ対策を考えて頂けないだろうかという思いで育てている親御さんたちも、大変さの中で道を付けて頂ければと思いますが。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

何時もご答弁していますけれども、2つの方法ですね。この地域で高校を出て大学を出て、地元就職する所、職場確保が今までの悲願でありましたが、自動車100万台推進の一番いい地域になっております。それを見込んで企業も来ております。ただ、今のところ、あんたも東部工業団地に行きよるのか、あんたも行きよるか、というほど、どんどん人を入れてない面があって、オートメの会社も多いけれども、装備品等の会社は人を使いますし、1つは、企業の雇用の場をつくること。

2つ目は、中津にダイハツが来て1000名は必ずなるわけですから、また、苧田の日産が日本1の所になるわけですから、職場と居住地区が、県を超えて違うということになっていますので、やはり豊前市に住みたい、住んでいいよという住宅政策を、じっと待つじゃなくて、公営住宅はお金もかかるし、なかなか難しい面もあるので、分譲住宅政策をしていこうと。この住宅政策が2つあって、1つは、ほ場整備で生み出した土地をやっ
ていこう。2つ目は、民間の土地、特に駅前、そして微妙な言い方ですが、赤熊や上町の大きな民間の用地が開いていますから、これに下水道と道をプラス目配りするならば、民間の方も住宅に売って頂くという住宅政策、そのために市も腰を入れ、いろんな件を協力していく。この2つが人口を増やすことになるだろうと思います。

九州の中でも今増えているのは博多の周辺だけで、後は熊本の横ぐらいで何処も減っているわけです。大分市は増えていますが、殆ど減っているし、これからもっと減っていく中で、苧田から中津までの地域が減るんじゃなくて、むしろ増える可能性のある地域ということですので、教育や文化、いろんな関係で工場誘致と、住宅政策を取るということが、一番の何よりの方法だろうと思います。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

何時も市長さんからは、そのようにお伺いしております。けれど厳しい言い方をしまして、他県にいる子供さんが帰りたくても就職がない。年老いた年寄りが2人で、1人で住んでいる、どこか就職がないだろうか、といってもなかなかありません。企業は、市長さんが一生懸命頑張って誘致してくださる分ですけれども、痛いことをいうと、先ほど言われましたように雇人数が少ないということです。だから、ただ豊前市だけの方が勤めるわけではありませんので、聞いてみると違う所の方もいらっしゃる、いろんな分野で、豊前市の方が厳しい思いをされているということですね。住宅も、やはりこの厳しい中で公営住宅をつくるんじゃなく、分譲住宅となると、また若い方たちが皆さん買えるかどうかということも考えてみたときに、公営住宅もたくさん欲しいなと思います。

九州の中でも、博多の周辺、また、大分の方も増えているようにありますが、北九州の苅田、行橋もだんだん増えているわけですね。そして、何時も言われるのは、北九州から苅田から中津まで、この10号線はすごいよって、必ず発達する所だよ、と市長さんおっしゃいますが、なかなか豊前市としては見えません。

本当に工業誘致している所から、壊れていく工場もあります。増えたり減ったりという中で、皆さん不安な思いを抱えながら、高齢者等は生活しておりますし、また、一番大事な若い方たちが他県に出て行って働く。そこで家庭を持つと、豊前市の人口がどんどん減っていくわけです。高齢者だけではありませんが、平成12年死亡、315名、平成13年345名、平成14年390名、平成15年342名、この4年の中で1392名の亡くなった方がいらっしゃいます。今から先、まだまだ高齢者が増えてきますので、どんどん減っていくのではないかと思います。1392名の亡くなった方の数に比べてみて、出生してくる人数が944名で、どんどん減ってきているということです。

本当に施策として、子供を育てやすい環境をつくって頂きたい。豊前市の若い人達が結婚して、市長さんは住宅政策をしていきたいと言われましたが、結婚された方は何処に行くかといったら、吉富、大平、新吉、中津の方にたくさんの方が行かれております。職員の方も、たくさんいらっしゃるのではないかと思います。

思い切った子育て支援ということで、豊前市の方が皆さん言われるのは、豊前市は他所より税金が高いからというのが、もう評判になってしまっているわけです。そういう中で、本当に働きながら子育てしているお母さん、お父さんたちにファミリーサポートセンター設置は、私は、シルバーで実施しては如何かなと思いますが、やはり1時間が600円、700円、800円となると、何のために働いているか分からないようになります。

どうしても預けたくて仕方がないお母さん方が、働くために働く以上のお金を出して子供を預けて働いたり、また、たまの余暇も必要になって、何のために預けているか分かり

ません。そういう中で、シルバー人材にお願いした中から、シルバー人材の1時間の半額ぐらい市が持ってあげるとか、小学校や乳児等、抱えたお父さん、お母さんが病気の場合、また本当に困っている場合に、ヘルパーさんに無料訪問とか、小学校の3年生までの医療費の無料化とか、出産人口が減っているという部分で、少子化対策本部の設置をして、本当に皆さんで今までの長い間の経験、考え、実施、そういうことではなく、本当にひっくり返ったような施策を考えていってくださるのも、若い方々の大きな子供を生む力になってくるのではないかと思います。

それと以前、助役さんをお願いをしましたが、職場への理解度を広げてもらうということを、商工会議所でお話してくださったようにありますが、その後、何回もお願いして下さっているんでしょうか。お金がないというか知れませんが、国からの児童手当の支給なんかがありますが、本当に自治体として、子育ての支給のようなのは出来ないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

再度お尋ねして申しわけないんですが、商工会議所に職場の理解度を広げるというようなことを言われましたが、私の方で、そういうことを答弁したことがありますかね。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

働いているお母さんが、子供を育てながら働きやすくあるように、職場の方々にも、経営者陣に理解して頂きたいという要望をしたときに、商工会等で集まることがありますが、その中でよろしいでしょうかということだったものですから、それで結構ですということをお返事しました。その中でしてくださったということだったと思いますけれども。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

分かりました。それについては、商工会議所といろいろな会議を持っておるものですから、その中でその話はしましたけれども、その先について進展はいたしておりません。

子育て支援について、ご質問がございましたが、子育てについては出来る限りの支援をということで、検討しておるわけですけれども、具体的にやるということになると、やはり財源等を伴うところでありますし、一気にできるということではございませんし、住宅の問題にしましても、現在、市営住宅については企画どおりの住宅を建設しておりますし、そうじゃなくして、若者が住めるような住宅をということで、赤熊の区画整理地内には、民間の住宅と同じような優良な住宅をということで、30戸ぐらい建設したいということ

で現在計画しております。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

赤熊に30戸ぐらいですね、若い方が住みやすい魅力のある住宅を建てて頂きたいと思
います。今言いました会社関係の女性が、働きやすく子育てをしやすくなるような件とい
うのは、特にお願いして頂ければ助かるなと思いますけれども。それと職員の中で男性が
育児休暇、介護休暇なんかは何パーセントぐらい取っているんでしょうか。それから、子
育てしている若い人達は何名ぐらいですかね。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

私の記憶の限りでは、介護の部分は少し何名かおりますが、育児の分については、男子
職員が取っておるという記憶はございません。それから子育てしている人の正確な数を、
ここで持っておりませんので、後日、議会に資料を提出するという事で如何でしょうか。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

まず、職員の方から男性の育児休暇等も取って、子供を1日みるということが、どんな
に大変なことかということをお互いに支え合っていく夫婦の共稼ぎという中で、達成し
ていくものがあると思いますので、市長、是非、職員の話の中でも話して頂ければ幸い
かなと思いますが、如何でしょうか。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

今まで一度も話したことはありませんが、よく言いたいと思います。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

折角、男女共同参画社会の審議が、どんどん進んでおりますので、是非よろしくお願
いいたします。それとともに、少子化対策本部の設置みたいなのは出来ませんか。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

議員のご提案のように、少子化対策というのは考えてみたいと思います。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

是非、実施してください。本当に考えるということは、1人ひとりの持っている中で、課題がある限り必ず能力を伸ばしていくと思います。皆様、子育てされた方たちがたくさんいらっしゃいますので、是非よろしく願いいたします。

それと、さっき言いましたファミリーサポートセンター、ヘルパーさんの無料訪問、小学校3年生までの医療の無料化は、特に若いお母さんたちは、お金が医療にかかりますと言っていますが、そういうものに対応していく気持はありますでしょうか。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

議員の申されることは、よく理解できるわけですが、これについても検討させて頂きたいと思います。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

いい方面での検討と受け止めさせて頂いて、次に進みます。

こういうことから、何をやるにしてもお金が要るわけですね。それで豊前市として、行政事務改革改善委員会を持っていると言われましたが、何名のチームでしょうか。そしてどのような立場の方が入っているのでしょうか。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

20名以内でありまして、現在17名の方をお願いしております。

課長が2名、係長、そして男性の若い方、女性の若い方をお願いしております。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

こんなことをいったら失礼になるからあれですが、ただ単なるというんじゃなく、本当に全員の職員がかかわれるような改善を見直ししていくということが、子育ての予算に回ってくるのではないかと思います。自治体の全ての事業見直しということで、横浜市が、昨年の秋から民間度チェックを推進しております。横浜市というのは、豊前市と全くかけ離れておりますが、人口としても346万6875人と、ほっと息をつくような、うらやましいような所ですが、民間チェックの対象となるのは、窓口での対応業務から福

社サービス、まちづくり、環境対策、地域経済振興、文化活動まで、横浜市が行っている全ての事業、業務、職務分担表や予算書に基づいて分類すると、その数は約1万5000件にのぼるといふんです。

これから1万5000件の事業、業務、全てに1つひとつ、その必要性や根拠を洗い直した上で、サービスの質の向上や新たなサービスの実施、業務のスピードアップ、効率化、促進、コスト削減などを進めようとするのが、民間度チェックだそうです。

この市が、こうした取り組みを進める背景には、市民のニーズの多様化や厳しい財政事情などがある。市民からの新たなニーズとして、きめ細かな子育て支援策の実施を求める声などが年々高まっている。また、福祉サービスやまちづくりなどの分野で、市とNPOや民間企業などの協働が進み、自治体の果たすべき役割そのものの見直しが迫られている。市役所の窓口で、分かりやすく親切で迅速な対応など求められているということです。

その一方で、市の税収が毎年100億円近く減り続けて、市の財政の借金は3兆2000億円、市民1人当たり92万円に及んだそうです。こうした財政状況が続けば、現状の市民サービスの水準を維持すること自体が困難であり、事業、業務を総点検しないと、自治体としてやっていけないという思いの中から、民間度チェックで、全従業員がかかわってやっているそうです。そのことにおいて、チェックを基に今年3月までに改善を行なった例としては、健康スポーツ大会の財源として協賛金を確保し、財政負担を軽減したり、高齢者施設の情報提供でエキスपी活用を進め、広報、資料、印刷費を削減したとか、いろんな成果が出ております。

出来るだけ職員全体的に、皆で本当に折角、見直しとか改善されていくんですから、たくさんの民間の度合いを持ってきながら、また、他地域を持ってきながら改革していくということも大事なことはないだろうかと思いますので、人数が17名ということは、17名に見える範囲だけだと思います。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

委員は17名ですけれど、先ほど申しましたように、職員全員からアンケート、改善すべき事項について出してくださいということで、職員全員に提案して頂くようにしております。それを委員会で協議するというようにしております。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

そのアンケート、意見等を1回のみでなく、その都度、集約しながら本当に子育て、教育、福祉の方にどんどん持ってきて頂ければ幸いかなと思います。

土木の入札なんか見ておりますと、70何%で入札して工事を終わらせる所もあります

し、90何%で終わらせる所もあります。この差は一体何なんだろうと思います。今、民間の土木、建築も本当に厳しい思いをしながらやっておりますので、そういうチェックも新たに持ちながら、公の工事等を見直しして頂ければと思いますが、生意気なようにありますが、是非、そのような要望をいたしておきます。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

横浜市のことを言われましたが、実は、中田市長は、向こうは知らないけれど私は知っています。学校の後輩で、しかも松下塾出身で、小・中学校は勉強は出来ずに高校で頑張った人で、一番の地方政治家では有名な方です。歳は39歳で、猛烈な勢いで今言われたことをしております。それはいいと思いますが、ただ行政の場合は、それに加えて経験のある方、いろんな方があるので、反面勉強、半面批判的な気持を持って、こちらも参考にしていきたいと思います。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

反面教師としてと言われましたので、従来のやり方だけではない部分で、開発的な意見を持ちながら、よろしく願いいたします。私は子育てのことで、この方たちに、どう支援してあげたらいいのか、その思いの中から行財政の見直し等を出させて頂きました。

職員の姿勢ということで、皆が皆と思っております。そういう声が未だに私の顔を見ると、いろんな方が言われるわけですね。だから本当に行きやすい、来てよかったと思えるような、説明1つにしても難しい言葉を使って説明されても住民の方は分かりません。特に、税収のことなんか分からないで帰ってきたといっていますが、分かりやすい言葉で説明してあげられるようにして頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後は海のことですけれども、水産試験場の所長さんにお会いしまして話を伺いました。いろいろ難しいことだらけですね、ということでお話がありましたが、市として、どのように注意をしていったらいいんでしょうかね、と伺いましたら、住民の皆さん方に川、海、池を汚さないような注意をして頂きたいということでしたので、是非よろしく願いいたします。干潟を使いながら、石や竹串を立ててみると、昔、海苔栽培しているときに貝なんかよくとれていたそうで、そういうことを考えながら、石や竹串を立ててみたら吉富の干潟はとていいということで、1つひとつ研究しておりますということでした。

漁業権のある方たちが、やり易い生活しやすいような方向で頑張っていってください。

それと災害の現場の工事は、優先的にしてあげることが出来ないのでしょうか。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

災害の応急的なライフラインの確保については、総務課が担当してありますが、その都度、技術者の確認が必要ですので、技術担当の職員に後は見てもらいまして、応急修理とその後の対策については、事業課のほうにお願いして、災害対策復旧という形でとりあえず復旧し、その後、抜本的に解決しなければならないものについては、国・県と相談をし、国・県の補助基準にのるものは補助基準にのせ、単独でしなければならないものは単独であるという仕組みになっております。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

何度もある所というのは、地域的なことは言いませんが、台風がきだして、どんどん海の水が川の方に流れてきている、そういう不安な思いを抱えているときにも、行政から連絡や何も言って来なかった。水が本当に上がってくる寸前になって、区長さんの所に行つて、あわてて皆でわっしょいやったということで、本当に不親切だったなという声を今回、聞きました。課長からは対策をちゃんととっておりますからということで、私も16号台風が来るときに、条件的に厳しい満潮とか、いろんな部分で心配になりましたので、電話を総務課に差し上げましたが、課長はいらっしゃいませんでしたが、全部対策としてきちんとしております、と言われてましたが、事前に区長さんたちに新たに連絡してあげながら、地域の不安を取り除いて頂きたいと思います。

1番のお願いは、工事の件で優先的に順位を付けながら、計画を立てながらやって頂ければ、本当に皆さんが安心するのではないかなと思っております。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

十分な対応が出来てないことについては、私どもも確認しなければならない状態であることについては、現実、被害が出ていますから、その点については、日々皆さんに不安を与えているということについては、お詫び申し上げなければならないと思っております。

ただ箇所等の関係から見ますと、例えば16号についても、県と潮があがってこないように、波受け堤防を上げるようになっていますが、そういうものは早めに設置しましたし、16号を予想して、金曜日に所属長連絡調整会議をしまして、緊急時の対応について、消防団、関係機関の協力要請ということで立ち上げたのですが、予想をはるかに超えた状況に立ち至りまして、結果として床下浸水を招いております。

特に今回、集中的に厳しかったのが、明神地区、住吉地区が厳しい状況で、私ども現地で土嚢を積みましたが、海拔0mといいますが、海水と同じぐらいの潮位になったものですから、土嚢を積んでも水が引かないという状況で、あのような結果になってしまったこ

とについて、今後どのようにすればいいのかということについては、また、事業課ともよく協議しながら考えられる対応をしていきたいと思っております。

○議長 楠本賢治君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

是非、住民の皆さんの不安を取り除く働きを、お願いしたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わらせて頂きます。

○議長 楠本賢治君

村田喜代子議員の質問を終わります。

次に、尾家啓介議員。

○14番 尾家啓介君

質問をさせていただきます。三位一体の改革で、個人住民税のフラット化、定率減税の縮小、廃止に対する豊前市の対応について、お尋ねします。

三位一体の改革は、最終コーナーにかかりました。小泉首相は、9月3日の閣僚懇談会で補助金削減、地方への税源移譲、地方交付税の見直しの全体像を、11月中旬までにまとめると時期を明示しました。同時に、地方からの提言を真摯に受け止めて欲しいと述べて、全国知事会などがまとめて、自民党や関係省庁が反発している補助金削減案を尊重すると明言しました。

また、9月7日、細田官房長官は、関係閣僚会議を開いて、地方からの提言を実現することを原則として検討して欲しいと重ねて要望しております。

知事会等が提出した補助金削減案は、100%実現の運びとなっております。

知事会等の地方6団体は、補助金削減で税源移譲が行われても、財源が乏しい自治体には地方交付税で財源を措置するよう求めています。しかし総務省は、約5年後には、交付税を受けない市町村を、人口比で3分の1にする数値目標を打ち出しています。

日本全国の3分の1が、交付税を必要としないこととなります。交付税の性格・目的ががらりと変わります。不交付団体にならない限り、箸の上げ下げまで管理されることになるのではないのでしょうか。現在の豊前市財政では、交付税不交付団体になる可能性は0であります。そこでお尋ねします。

三位一体の改革は、豊前市財政にマイナスの影響をもたらすと思いますが、予想されるマイナス金額の内訳と総額を、お知らせください。その対応策として、重要な柱となるのが人件費の削減です。今まで市の運営に必要な職員数を、基準財政需要額に計上してきました。それが豊前市職員数267名であります。これからは、運営に必要な職員が何名かではなくて、豊前市の財政で雇用できる職員数は何名かということになると思いますが、如何でしょう。また、団塊の世代と言われる職員の退職後の市役所を、運営する必要最低限の職員数は何名ぐらいでしょうか、聞かせて頂きたいと思っております。

次に、三位一体の改革は、市民にも大きなマイナスを与えます。個人住民税のフラット化、定率減税の縮小、廃止、共稼ぎ妻への住民税課税などがあります。金額はどのくらいの見込みになるのか知らせてください。収納率は確実にダウンします。収納率向上に向けての対策はあるのか答弁を求めます。

高齢化が進みます。貯蓄と年金に頼る高齢者世帯が急激に増加します。通常的生活費以外の保険料、税金等の支払時期が負担になります。不動産を担保にする長期生活支援資金貸付制度を活用するのも、1つの方法と思いますが答弁を求めます。

次に(ロ)として公営住宅家賃対策費、公営住宅建設費の一般財源化に対する豊前市の対応について、お尋ねします。三位一体改革の中には、所得制限付き公営住宅の建設、維持、管理、全てが、地方自治体の一般財源の範囲で運営されるようになろうとしています。

豊前市の公営住宅の現状は、建築費は坪当たり60万円、家賃は家賃補助がついて、本町団地で平均2万2200円、今市団地で平均2万2500円であります。民間では推定ですが、建築費が坪当たり30万円前後、家賃は6万円前後であります。

民間アパートで家賃滞納が起こると即退去ですが、公営住宅では家賃滞納が多発して、その金額は3500万円を超えています。公営住宅関係の補助金が、市民の財産である一般財源に移譲されると、弱者救済の福祉対策としての公営住宅を経営することの判断を、市民に認めてもらわなければなりません。そのためには、公営住宅の建築費は民間と同じ金額であること、家賃の滞納は絶対に発生させない、この2点を守ることが必要条件だと思いますが如何でしょうか、執行部の答弁を求めます。

(ハ)として、義務教育費、中学職員給与分の一般財源化に対する豊前市の対応についてお尋ねします。政府は補助金を削減して、その8割程度を地方へ税源を移譲するとしています。学校教育関係費も削減されることは確実です。交付税制度での中学校の標準施設規模は、生徒数1学年200人、学級数1学年5クラスと定めています。今までは補正係数によって、小規模校も標準規模校並みの経営ができました。

例えば、豊前市には、小規模中学校4校がありますが、それぞれに学校長、教頭、養護教員、事務職員、給食職員の配分がありました。標準単価の見直しや、補正係数が厳しく査定されると小規模校の経営は成り立ちません。豊前市立の八屋、角田、千束、合岩の4中学校の生徒数の合計は、平成21年で1学年200人、翌22年は1学年195人と標準規模の生徒数を割り込み、その後、生徒数が増加する見込みはありません。豊前市立の4中学校を1つの中学校として合併する時期に来ていると思いますが、答弁を求めます。

次に、公共工事の談合疑惑度について、お尋ねします。8月28日、全国市民オンブズマン連絡会議が、談合疑惑度、都道府県別のランキングを発表しました。最も疑惑度の高いワーストワンは、竹下元首相の地元、島根県です。逆に低かったのは宮城県、長野県で、ともに改革派のリーダーである知事を擁しています。特に長野県は、伝統的な保守基盤で土建王国として有名でしたが、改革派の田中康男知事が就任以来、公共工事の談合入札、

大鉦をふるって改革に成功しました。また、先ほど市長が私の後輩と言っていました政令都市の横浜市も、中田市長が職員は経営感覚、民間並みのコスト意識を持って職員自らが考えて行動せよ、とハッパをかけて談合入札の排除に成功しています。

いずれの場合も、首長の強力なリーダーシップが成果を上げた一大要因となっています。都道府県公共工事の平均落札率のワーストの最高は島根県で、98.2%、最低が長野県で75.6%であります。両者の差は22.6ポイントあります。全国の自治体が長野県並みの落札率に引き下げる入札改革を行えば、約1兆5500億円の節約になると推計されています。

今年の豊前市の状況は、平成16年8月末現在で、土木工事23件、2億700万円が入札にかけられています。豊前市内には、当社は絶対に談合入札はしないというM社があります。そのM社が23件中、1件だけ指名に参加していますので、その分を除外した22件の平均落札率は98.1%であります。全国ワーストワンの島根県と殆ど同じ数値であります。豊前市の談合疑惑度は、全国のワーストトップクラスであることが証明されました。非常に不名誉な恥ずかしい事実であります。

私は議会が開催されるたびに毎回、談合入札の排除を執行部に求めてまいりました。執行部からは、入札制度の改革は必要である。前向きに取り組む、と毎回同じような答弁がありますが、小手先の改革だけで、首長の強力なリーダーシップが発揮された形跡が見当たりません。それが落札率98.1%の数値に現れていると思います。

豊前市長の掲げるモットーは、清潔で公明正大な市政であります。看板どおり談合入札の排除に向けて、強力な指導力を発揮して頂きたいと思います。

答弁を求め壇上よりの質問を終わります。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

尾家啓介議員の質問で、三位一体改革の中の個人住民税のフラット化等につきましては、助役、税務課長、福祉事務所長からの答弁、公営住宅の家賃対策、建設費関係については、建設課長からの答弁です。義務教育費の一般財源化に対する豊前市の対応については、教育長、公共工事の談合のご指摘につきましては、財務課長から答弁いたします。以上です。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

三位一体改革に伴う豊前市財政への影響についてのご質問に、お答えいたします。政府は三位一体改革の中で、平成18年度までに第1期分として、3兆円程度の補助金削減と、地方への税源移譲を行なおうとしております。その税源移譲案が、8月下旬に地方6団体より政府に対し、補助金改革リストとして提出されたのが161事業で、その額が

3兆2283億8400万円のございます。今後は、経済財政諮問会議、或いは、国と地方との協議機関の協議の中で、11月中旬までに一定の方向が出ると思われます。

ご質問の本市に影響が予想されるマイナス金額の内訳と総額についてであります。住民税の10%フラット化と、所得税の税率との調整が、どのように行なわれるか不透明であります。住民税では、16年度の課税標準額を税率10%で試算しますと、4億円相当になります。地方6団体の補助金改革リストで、本市への影響は6億6529万円相当の税源移譲が見込まれております。

フラット化による税源移譲額4億円と、税源移譲額対象額との差の2億6529万円相当が、マイナスと考えられますが、三位一体改革の協議で、どのような方向性が出されるのか不透明であります。その協議を見守りたいと考えております。

次に、人件費の削減についてであります。財政状況が厳しさを増す中、過去10年間で50人相当の削減を行っております。今後、更に財政状況が厳しさを益すと考えられ、三位一体改革の中でも、地方財政計画上の職員数の削減が盛り込まれており、職員数の削減は必然かと考えております。

市の財政力で雇用できる職員数、または、団塊の世代と言われる職員の退職後の職員数は何名かのことであります。価値観の多様化と幅広い市民皆様のニーズや、職員の専門性が求められている中での今後の職員数については、新たな行財政改革を策定し、組織機構の見直し、外部委託、行政の果たす役割の範囲等検討しながら、行政のスリム化を図っていく中で望ましい職員数にしたいと考えているところであります。以上です。

○議長 楠本賢治君

教育長、答弁。

○教育長 楠本明夫君

私から、義務教育費関係についての答弁をいたします。小・中学校の校区の問題、とりわけ中学校の統合問題は、14年度に行われました職員の庁内検討委員会では、中学校は1校もしくは2校の統廃合案が取りまとめられております。そして昨年8月より、豊前市立学校通学区審議会に諮問されました通学区制度弾力化運用の審議は、本年8月に答申され、最終的には小・中学校の統合問題の議論にまで発展しました。

答申は今後の課題の方針について、教育委員会として、特に中学校の統廃合に向け対策を講じるよう求められております。生徒数の減少が続く現状、生徒の希望する部活動の充実等、直面する問題、そして政府による義務教育改革は議員がお考えのように、税源移譲によるコストの削減により、交付税の大幅な削減が予想されます。

豊前市におかれている現状を考えれば、中学校の統合問題は避けて通れない問題であり、早急に取り組みを進めなければならないと考えています。議会の皆様にも助言を頂きながら、市民の皆様にも共感が得られるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 楠本賢治君

財務課長、答弁。

○財務課長 矢鳴 学君

公共工事の談合疑惑度の件についてであります。公共工事の入札制度につきましては、議員より質問がありましたが、再三ご提案なりご質問を受けて、市としましても、今日の厳しい財政状況と、公共工事への市民の関心度の高さといったものを社会情勢によりまして、談合のしにくい入札制度ということで、改正を実施してきたところであります。

その結果、入札の落札率におきましては、全体の額としては、一定の成果は出ておると見ておりますが、まだ談合の疑惑度が高いのではないかという、ご指摘でございます。制度改正の折、業界には説明してまいっております。その都度、一定の条件のもとに公正な競争によって、談合疑惑がもたれないような、公共工事の受注要請をしてきたところであります。業界と市とは、お互いに相反する利害関係の立場にありますが、公共工事の関心度が高い中、今後も談合疑惑をもたれないよう、経営努力と公正な競争による入札に臨むよう、更に業界関係者に要請はしてまいりたいと考えております。

○議長 楠本賢治君

税務課長、答弁。

○税務課長 平松義則君

個人住民税のフラット化、定率減税の縮小・廃止に対する豊前市の対応について答弁させていただきます。個人住民税のフラット化につきましては、先ほど助役さんから金額の提示がありましたので省略させていただきます。

定率減税の縮小・廃止につきましては、平成16年度、約8800万円の定率減税となっております。今後の政府の動向では増税へとつながっていくと思っております。

また、夫婦のうち夫が住民税の均等割を賦課されていれば、所得がある妻であっても非課税となっておりますが、非課税措置が廃止になり、17年度から課税されます。その対象者は約2200人で、増税額は17年度は330万円、18年度以降660万円の増税となります。収納率のダウンが予想されますが、収納率向上に向けては納税強制月間を設置し、広報紙、広報車による推進、懸垂幕等で周知を図り、夜間・休日徴収等、また悪質な滞納者については、差し押さえ財産の公売を行なうとともに徴収に努力し、翌年度へ滞納繰越を少なくするように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

私から長期生活支援資金貸付制度の活用について、お答え申し上げます。長期生活支援資金貸付制度は、平成2年8月14日、厚生省社第398号、厚生事務次官通知により、実施主体は、社会福祉法人福岡県社会福祉協会が実施し、市町村社会福祉協

議会が委託を受けております。目的は一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住宅に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として、生活資金の貸付を行なうことにより、その世帯の自立を支援する貸付対象は、単独で所有している不動産利用権及び抵当権等の担保権がないこと。配偶者の親以外の同居人がいないこと。

65歳以上であること。市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。

豊前市社会福祉協議会に活用状況を聞きますと、相談はありますが、現在まで貸付した実績がないとの回答でした。現在での活用は難しいのではないかと思います。以上です。

○議長 楠本賢治君

建設課長、答弁。

○建設課長 山村哲夫君

公営住宅の建設費並びに滞納について、お答えいたします。公営住宅の建設費について、公共で建設する場合には、設計の段階で建物の仕様や積算について十分に精査を行い、コストダウンに努めたいと考えています。また、民間資金を有効に活用する事業方法等について、その可能性を調査・検討し、低廉で良好な住民サービスの提供が諮られるよう検討します。家賃滞納について、平成15年度現年分の調停額が9350万7700円、収入額は8815万4400円で、徴収率は94.2%です。

過年度を含めた全体では72.5%でした。滞納者には、毎月督促状を発送し、3ヵ月以上の滞納者には、連帯保証人に対しても督促状を発送し、本人及び連帯保証人に対して納付指導を行っています。また、悪質滞納者については、明け渡し訴訟をして、明け渡しを求めています。今後についても、個々の納付状況を見ながら厳しく対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 楠本賢治君

尾家啓介議員。

○14番 尾家啓介君

順を追って質問していきます。まずマイナスの税金ですが、要するに、政府は、補助金をカットして8割ぐらいを税源移譲する。これは基本原則ですよ。例えば、豊前市が住民税フラット化して減税しても増税になるんです。所得税現実対象者が少ないんだから。その差は当然、交付税の中の調整機能で調整してくると思うけれど、当然7掛けですよ、調整してくるやつは。だから必ず減額になる、全部。これが全部に入るんですよ。だから家賃補助にしても、給食の補助、清掃の補助金にしても、全部これは7掛けしか来ない。7掛けしかこなければ当然、事業をやめるか人件費を減すしかない。その辺、助役の認識は甘いんじゃないかと思うが、その辺どうですか。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

甘いといえば、そうかも知れませんが、そこらあたりは十分そのように措置されるとは思っておりますし、一般財源を如何に確保するかということを、今後の課題にしなければと思っております。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

だから、一般財源をいくら確保するように努力しても、人間は日本全国増えっこないからね。益々減るようになっていく。豊前市だけ増えますと言ったって通用せんのです。

豊前市は不交付団体になるわけない、必ず交付団体として2割か3割カットされて、その上、管理されるんです。だから一番の目標は人件費です。だから、それについて、そういう認識では、今から豊前市は経営できないと思う。今267人おるでしょう。団塊世代が約50人辞める。その後、豊前市は最低限何人いるのか、今から、そういう目標すら持ちきらんで経営できるわけないと思います。もう1度答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

議員のおっしゃるように、非常に厳しい財政になるわけですが、職員数が財政に見合う職員数にするということについては、非常に難しいのではないかと思います。

現在では、類似団体を比較としております。いろいろな調査にいたしましても、類似団体に対する比較ということでありまして、類似団体から見ますと、議員もご承知のように豊前市は約30人近く少ない状況にあります。これを財政によって職員数ということになりますと、これは何名がいいのか、やはり行政運営をやるには、必要最小限の職員数は必要でありますし、何名かということになると、なかなか決めにくいと思っております。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

いずれにしても厳しくなることは事実なんで、だから267人の職員をどうするのか。その基本線を出さんと、あなたたちは合併とか何とかいって、相手に豊前市並みのことをしてくださいと、要求する基準がないようになる。豊前市は、これから税源移譲になって、不交付団体が3分の1ぐらいになるときに、豊前市はこうなるだろうと。だから、豊前市の人件費はこうしたいと、あなたたちもこれしてくれるか、と言える基礎数字を出さんと、合併なんかできるわけじゃないじゃないですか。民間の会社は必ずそれを第1にやるんです。そこら辺十分に考えてやって頂きたいと思っております。

福祉の所長、要するに、高齢者は保険とか払う月は厳しいんよ。生活費は年金とか貯金で計画的にやっていくけれど、保険とか税金払う月は厳しい。それをなんか不動産がある

けれど、現金が手元にない。だから、その不動産を担保に入れて、そういう必要な公共の支払は、そこからしてくださいよ、という制度を利用すれば出来るんだから、何故厳しいなんていうの。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

この制度は、社会福祉協議会が事業主体でありまして、福祉自体としての事業がありません。それで、さっき回答したように内容がかなり厳しい、不動産だけで、また証人が東京の人とか、利子も年3%かかるとか、いろいろ厳しいことで、なかなか借る人がおらないのが実情で、実際には難しいのじゃないかと、答弁させて頂いた次第であります。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

この制度は、前の厚生省がつくる前の段階で、各地方自治体につくらせたんですよ。担保を取ってそういうのをしなさいよと。それを厚生労働省がつくって、県の社協にあんたたちがやれ、と丸投げしたんだけれど、ということは片一方で税金が増えるんですよ。豊前市のお年寄り。だから都会に住んでいる若い人は、ものすごく減税になるんですよ。だから不交付団体が多くなるんだけれど、地方は皆増税になる。増税になるのはお年寄りなんですよ。だからお年寄りが支払いしやすいとは言わんけれど、なんか救済措置をつくってやらんと可哀想じゃない。これやってお金取られるわけないからね。だから社協とあなたたちと税務、みんな共同体制をつくって、それをうまく利用する方法があると思うけれど答弁はいりません。もう一遍検討してください。

それから、建設課長、あんたに言っても分かっている話だけれどね。結局60万円ばかりで高くつくって、家賃2万2500円ぐらいで貸しとる制度そのものが、一般財源化になったら、市民から、こんなことせんでいいじゃないか、と声が出るかもわからん。だから、それは福祉対策として、豊前市は絶対必要なんですよ、というためには、やはり建設費は民間並みに、家賃の滞納は絶対起こさない。これは絶対守らなきゃならん。だから、あなたは今、建設費は民間を使ってやることを検討していますと。それを原則にして公共工事は絶対やらんという覚悟でやってもらいたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

現在、住宅については公共、或いはPFIによって、どちらが有利かという比較をするようにいたしております。これについては、国の補助金が2分の1になりますが頂いて、公共がいいのかPFIがいいのか、検討して結論を出したいと思っています。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

いずれにしても、所得制限付きの公営住宅を弱者救済の福祉事業としてやるのに、一般財源を使うとすると市民の了解を得なきゃならん。今までみたいに、無茶苦茶にしたらこれはいらんじゃないかと言われ出すんです。だから守るべき原則は必ず守らないと、福祉政策はやっていけないということを頭の中に入れて、建設は公共事業を使わないように要望しまして次に移ります。これは答弁はいりません。

教育長、義務教育の中学校の合併ですけれどね。交付税の制度はご存知のように、1クラス1学年200人、クラスは5クラスと標準で決まっています。それで豊前市は、それがどうなるかという、平成21年に1学年200人になる。そうすると、その翌年から195人で切るわけです。この他にもう1つあるんですよ。中高一貫が今からうまくいくのよ。北九州もうまくいく。豊津もうまくいくと思いますよ。

5年後には、中高一貫の成績が上がってくる。そうすると豊前市から20人、30人いくんですよ、中高一貫に。そうすると、その残った195人から30人引いたら165人ですよ。165人で、中学校を2つ経営しようなんて時代じゃない。もう中学校は1つと決まっていると思うけれども、その辺どうですか。

○議長 楠本賢治君

教育長、答弁。

○教育長 楠本明夫君

そういう計数的には1校がいいと、また、財政的にも1校が望ましいと思いますが、教育的に考えてどうか、これは今後の検討問題としたいと思います。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

その辺は十分審議会やって頂きたいと思うけれど、195人から仮に中高一貫校に30人行ったとして、残り165人を2校にして、どのくらいの職員の配分を受けるのか、一般財源からどのくらい持ち出さんならんか、その計算を十分にしたい。これはないと思う。一般財源化された標準規模ですよ。それ以外に殆ど小規模校に厳しくなってくる。そこは市民の財源を使うんですから、厳しくチェックして頂きたいと思います。

ご答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

教育長、答弁。

○教育長 楠本明夫君

その点については、もう少しこちらも理解を深めまして、検討しなければならないと思

います。それだけではなくして、他の小学校、中学校関係と県費負担の職員の手当ても、市費負担になる可能性もかなりあるように聞いています。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

次に移ります。横浜の中田市長は、職員は経営感覚を持ちなさいと。民間のコスト意識を持って。それから職員が自分で考えて行動しなさいよと。これは実は、昨日、議員が質問していた民間の管理手法なんですよ。人事管理とかね。ニュー・パブリック・マネジメント、皆これなんよ。前からあるんですよ。これは経営感覚で民間のコスト意識もてと、職員が自分で考えて行動しなさいよと。昔からこれを上が使いきるか使いきらんかだけなんです。上がリーダーシップでやるかやらんかだけです。たまたま中田さんの場合、中田さんはテレビでこう言っていた。昔から経営手法としてあるんです。

それで財務課長、疑惑度が高いことは認めますか。98.1%はこんなひどいもんだということは認める。

○議長 楠本賢治君

財務課長、答弁。

○財務課長 矢鳴 学君

4、5日前、新聞で民間オンブズマンが、疑惑度が高いという数字は95%以上ということで、新聞に出ておりました。これは各都道府県別に出ていたのですが、福岡県は30番目に入っておりますが、疑惑度という95というものが、率は果たしてどうなのかということとは分かりませんが、それに比較しますと、去年は90、年間の分が若干下がっていますから、近い数字になってはいますが、それに比較したときどうかとなると、その数字そのものが根拠が分かりませんが。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

あのね。新聞に出ている記事の中の内訳の元になる数字が、公共工事の平均落札率があるんですよ。それが島根県は全国で1番悪い。98.2%、予定価格との入札率が。これが全国で1番悪い。長野県が最低で75.6%。だから長野県並みに皆がやってくれと、1兆5500億円節約できると計算できるんですよ。だから私が聞くのは、豊前市の98.1%がいいと思っているのか悪いと思っているのか、ご答弁ください。

○議長 楠本賢治君

財務課長、答弁。

○財務課長 矢鳴 学君

先ほど言いましたように、私の方としては下がれば下がるほどいいと。最低制限価格で

土木で70、建築で80ということですから、それに下がって頂けることを望んでおります。実態はその幅の中で、経営努力と談合疑惑のもたれないような形で、公共工事の入札に臨んで頂きたいということで要請しております。下がることを私は望んでおります。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

下がることを望んでいたら、入札改革をしなきゃ、自助努力を求めて来んから改革派の知事とか、改革派の市長が自分自身でやったんです。自分自身でやったということは職員が当てにならんんです。職員が使いものにならん。だから首長がリーダーシップを取ってやったんですよ。はっきり言うと。だから、あんたたちは使いものになるかどうか、今、試金石をうたれと。そうでしょう。だから業者に自助努力なんてできるわけないじゃない。だから入札改革の方法をやるのかやらんのか、手段として、その辺どうですか。

○議長 楠本賢治君

財務課長、答弁。

○財務課長 矢鳴 学君

制度改正したのは、去年の10月1日で、4項目ばかり改正いたしました。今月で1年になりますので、その結果を見て、再度数字がどのように動くのか、下がればあれですが、下がれなければ、また再度、要請なり次の段階で検討はしてまいりたいと思います。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

あなたから貰った一覧表の中に、M社と名前言わんでもあなたたちは分かっているが、M社というのが指名に入っている。これが入って、これが落札せんやった。落札する気はなかった。それで1割引いて88%でした。それ以外皆98%超しているじゃないですか。これが談合でなくてなんか。それを、あなたたちが自助努力を求めますなんて、とぼけた話しなさんな。もう今、入札改革をやるかやらんか、それだけですよ。本当にやる気があるかどうか、助役、答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

入札制度の改善につきましては、議会ごとに議員からご指摘を頂いており、ご答弁しておりますけれども、議会ごとに申し上げましたように、入札制度の改善につきましては、最低制限価格の導入、或いは、主任技術者の直接雇用の確認等の改善をしまいたところであります。只今、議員より壇上におきまして、小手先だけの改革と厳しい評価のようでしたけれど、市といたしましても、現行の指名競争入札に比べて、談合の恐れが少ない

とされる一般競争入札、或いは、入札価格だけでなく、技術や性能なども評価の対象となる、総合評価落札方式等の導入も検討に値すると思っております。

しかし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に対する衆参両委員会の付帯決議にありますように、ダンピングの防止というのがあります。これは建設業の健全な発達を阻害、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ等、また、公共工事の品質確保を図れ、ということが付帯決議になっているわけでありまして、ここらあたりを考慮しながら、改善に向けていきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

○議長 楠本賢治君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

衆参のそんなのはね。要するに業者寄りの議員が集まってつけるだけの話で、長野県にあるでしょう。あれは、ご存知のように、県知事は皆、県庁の副知事あがりか20年も30年もやっている所で、土建王国、オリンピックをやって問題を起こして、それでサッカーの田中さんが入って改革に手付いたら、県会議員の自民党の派閥から皆やられて選挙し直した。今75%でしょう。それが手抜き工事ですか。手抜き工事でもなんでもない。まともな値段でしょう。改革したら75%になったんですよ。

その前は談合ばかりの県だった。それが手抜き工事なのかと。長野県がやっている工事は皆手抜き工事と言えますか。言えんはずですよ。だから、これはやるかやらんか、やる気があるか、やる気がないかだけの話。だから豊前市としてやるのか、やらんのか、その腹を何時くくるかです。それとさっき人件費の話で言いましたが、合併がきよる。

だから豊前市の基準をつくらんと、合併する先の話ができんでしょう。だから豊前市が公共工事の入札もそうです。合併したいと。豊前市は公共工事はこういうふうにしていきますよと、こういうことをやっていますよと、今からやろうとしていますよと、それがなくて合併の向こうと、それから話すんですか、談合防止の話は。できるわけない。だから合併したいとかいうんだったら、まず人件費がどのくらい、公共工事は透明度出しますと、びしっと出すべきです。その時期に来ている。最後に市長、答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

資料を私は見ております。そして資料の件で、もう少し検討もしたいなど。ただ先ほど言いました75%がいいかどうかというのは、そうはならないと思っております。誰も食っていけなくなるだろうと思っております。ですから98いけなければ、少なくとも90に限りなく近づくようにしていかなければならないかなと思っております。

それから、合併の問題等もありますし、当然、職員数の問題等、今の財政の状況を対比することになるだろうと思っております。その中で一番の見本は豊前市がなると思っております。そうした

ら相当リストラせなならんと思います。そして、また仕事の関係も工事の関係も、業者数の関係も多いしね。豊前市の関係を全部当てはめるといのは厳しいかも分からないけれども、当然、厳しい論議になると思います。以上です。

(「終わります」の声あり)

○議長 楠本賢治君

尾家啓介議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 12時20分

再開 13時31分

○議長 楠本賢治君

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。古川哲也議員。

○3番 古川哲也君

それでは、この9月定例議会で、私は2点につきまして、一般質問をさせていただきます。発言通告書に則りまして始めさせていただきます。

まず、1番目は、ごみの対策についてであります。21世紀は環境の世紀と言われております。このことにつきましては、市長並びに執行部の皆さんは共通認識であると思われまます。しかし、京都議定書で決まったCO2の削減も思うように進んでいないのも、また現実であります。今日ごみはリサイクルによって資源に生まれ変わります。資源に乏しい我が国では、これを利用しない手はないと思いますが如何でしょうか。また、我が日本は、先進国の一翼を担っており、優れた技能・技術を持っていると思います。

今回はごみと言いましても、古紙の対策について、お尋ねします。古紙回収はちり紙交換として、一昔前はよく街中をトラックで回っているのを見かけましたが、この頃はあまり見かけなくなりました。古紙の買取価格が変動して、あまり利益にならないと聞いております。当豊前市では、諸団体が運営費などの理由から、廃品回収を行なっておりますが、5000円程度の商品券を渡しているとのこととです。

そこで質問ですが、昨年どのような団体が何回ぐらい行なったかをお知らせください。お隣の大分県中津市では、古紙の収集でキロ5円の補助を出していると聞きましたが、豊前市では、そのような制度をつくることを考えているか、いないか、お聞かせください。

また、豊前市内のNPO法人が、古紙回収を実験的に行なって、市内の会社をお願いしてトイレットペーパーをつくり販売しておりますが、こういう行いについて、どのような見解であるかも合わせてお伺いいたします。

2番目は、支援費制度についてであります。この問題は先の6月議会でも取り上げましたが、利用者の方々との意見交換をいたしました。改善の方向に進んでないように思われておりますので、何回でも質問させてもらおうと思っております。

平成15年度より、この制度が始まって、まだきちんとした形が出来てなく、市の職員も手探りの状態であろうと思いますが、お答えください。

まず、平成15年度の支援費制度の決算見込額と、その予算の消化率をお知らせください。

平成15年中に厚生労働省から、市町村宛に出された通知の中に、身体障害者で、概ね125時間を目処にと書かれているようですが、当豊前市の中では、最高は90時間程度と思われませんが如何でしょうか、合わせてお答えください。

支給量や基準時間ではありますが、厚生労働省は、厚生労働大臣が求める支援費基準の基本的考えの中で、支援費は厚生労働大臣定める基準を下回らない範囲において、市町村長が定める基準とされており、具体的な考え方は以下のとおりであります。

居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。障害者の地域生活の推進を評価するような基準とすること。

また、施設訓練等支援費は、重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準とすること。居宅生活支援費のうち、デイサービス短期入所及び知的障害者地域生活援助にかかる支援費基準においても、障害の程度を考慮した基準とすること。居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安全かつ効率的に事業運営が行なえるような基準とすること。

また、同一のサービスであれば、設置主体に係らず同一の支援費基準とすること。居宅生活支援及び施設訓練と、支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとの基準とすること。利用者や事業者などに、分かりやすく簡素で合理的な基準とすること。

支援費基準の具体的な設定に当たっては、現行の措置制度からの円滑な移行に十分配慮すること。現在、介護保険制度の見直しの中に、支援費制度を統合する意見も出され、その方向で進んでいると話も聞きましたが、厚生労働省としては、一切決まっていないこととして取り扱っているように聞きますが、豊前市は、介護保険に準ずるということをした理由をお聞かせください。

また、6月議会でも聞きましたが、ガイドペルパーの支給量決定を、1ヵ月単位ではなく、1年単位に出来ないかも合わせてお聞かせください。今までの制度では、利用者からの不満が多く出ております。支援費制度の豊前市基準は見直す時期だと思っておりますが、如何でしょうか。国、厚生労働省は、市町村長が基準を設けなさいと言っております。そこで提案ではありますが、この際、豊前市役所の担当部局所のみでつくり上げた現行豊前市基準を撤廃して、新たな豊前市基準を設けるための委員会を設置して、そこに当事者、事業者等に入ってもらい、新しい豊前市の基準をつくっては如何でしょうか、答弁を求めます。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

ご質問の答弁は、1番目のごみの対策につきましては、環境課長、2番目の支援費制度につきましては、福祉事務所長からの自席答弁とさせていただきます。以上です。

○議長 楠本賢治君

環境課長、答弁。

○環境課長 笈木日出男君

ごみの対策について、お答えいたします。まぜればごみ、分ければ資源と言いまして、21世紀は環境の世紀と言われております。豊前市では、現在、可燃ごみ、不燃ごみ等、11品目に分類し収集しております。特に、リサイクルできる缶類は鉄とアルミに、古紙は新聞雑誌、ダンボール、紙パック、とに分別し収集しております。また、市役所内では、その他、白紙の収集も行なっております。平成15年度のごみの収集量は、約1万1000トン、1日当たり30トンです。その内訳は可燃ごみが9000トン、不燃ごみが6000トン、資源ごみは1000トンとなっております。

次に、リサイクルに対する補助金ですが、豊前市では、その制度はありませんが、豊前市子ども会資源物集団回収奨励金交付要綱として、子ども会だけに古紙、古布、缶、ビン等の集団回収を年2回以上行った場合、1単位子供会に5000円の図書券を奨励金として交付するようになっております。平成15年度では、20単位の子ども会に交付しております。補助金の制度はあるかどうか、近隣の市町村に問い合わせて見ましたら、殆ど子ども会、婦人会、自治会に報償金制度として、最高1kg1円から5円程度交付しているようです。豊前市も現状どおり行ないたいと思っております。

また、再生紙でトイレトペーパーをつくっていることは大変だろうと思います。まず、第1番目に古紙の回収だろうと思っております。先ほども申しましたとおり市役所での白紙の収集を行なっておりますが、平成15年度で月平均約700kg程度しか収集できません。しかし市役所内では、多く収集できればいいという問題ではないと思っております。表だけではなく両面を使うようにして、最後にリサイクルできるものはするように、限りある資源を大切に努力したいと思っております。以上です。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

私の方から、支援費制度について、お答えしたいと思います。平成15年度の支援費の予算と、その消化率であります。平成15年度の支援費関係の予算は、2億2703万2000円で、決算見込額は合計で2億728万4000円で、予算額の91.3%に当たるとおられます。支出の内訳は、施設関係で身体障害者の施設は8433万8000円、知的障害者の施設は1億809万5000円です。居宅介護事業においては、身体障害者954万6680円、知的障害者247万4120円です。

身体障害者ショートステイ事業は111万6400円です。デイサービス事業において

は、身体障害者160万2630円、知的障害者11万1590円となっております。支援費制度は、平成15年4月より実施され、サービス事業所への支払は、国保連合会を通じて行なっております。そのため実際のサービスより2ヵ月遅れとなっております。

平成15年度の支出額は、平成15年4月から平成16年2月までの11ヵ月となっている。平成15年においては、11ヵ月分の支出額のため予算内で収まったが、平成16年においては、予算額は昨年と変わらず、また、支援サービスの要求が増加しているので予算の不足が見込まれると思われます。

次に、豊前市基準として、介護保険制度に準ずるとした理由についてであります。国の動向も今後変わる見込があり、将来的には、支援費制度を介護保険に統合されるという考えがあるため、将来的な国の動向に対応するため、介護保険制度を崩さないため、豊前市としては、支援費制度における居宅生活支援の判断基準として、介護保険の要介護度による限度額を参考に支給量を決定する方向で実施・検討しています。

次に、豊前市基準を設けるための委員会の設置が出来ないかということですが、近隣の市町村の状況を調査した結果、判定会議の設置をしている市は、行橋市のみですが、通常は担当として支給決定している。担当にて困難なケースのみ判定会議をしているということでもあります。今後、支援ケースが増えてきたら検討したいと思いますが、現状では今の体制でいきたいと考えております。以上です。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

まず、ごみのリサイクルから、自席から再質問させていただきます。やはり今課長もおっしゃいましたとおり、ごみは分別すれば資源になるということでもあります。我が国、日本は資源のない国でありますから、この大きい流れというのは変わらないと思います。

今からの流れが、今までどおりぼんぼん捨てるのではなく、ごみから新しい資源に生まれ変わらせるような形を取る、というようなシステムをつくるというのは、大切なことで今からそういうふうになっていくのかなと私も思いますが、中津市は紙を収集したとき、キロ5円出されているとお聞きしましたが、課長、中津に問い合わせされましたかね。

キロ5円の補助金ということですが、豊前市は、今キロ1円から5円ぐらいの範囲でという答弁でありましたが、5円ぐらいの補助を出すというような制度をつくるということは考えてないでしょうか。

○議長 楠本賢治君

環境課長、答弁。

○環境課長 笈木日出男君

中津市でも、子ども会、町内会、小学校の児童会などということで、1キロ5円あたりを出しているそうです。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

市長、この紙は、豊前市のNPO法人が実験的にはありますが、古紙を回収して、市内の業者に頼んでトイレットペーパーをつくって販売しております。今こういうリサイクルというのは当たり前になっていますが、これが勝手に名前をつけて豊前市という紙であります。この紙に書いているのを読ませてもらいます。

私の名前は豊前市です。限りある自然の資源を大切にまわしたいという願いの気持でつくりました。今まで、ごみとして多くの費用をかけて償却されていましたが、1人ひとりの呼びかけや行動からリサイクルの輪が広がって、綺麗で皆さんのお役に立てるソフトペーパーと生まれ変わりました。リサイクル紙を提供してくださる方々ありがとうございます。

たくさんの方々から手助けして頂き、豊前市として活躍している私ですが、益々リサイクルの輪が広がっていくことも願っています、という形で、これは試験的ではありますが、こういうのをつくっているということで、どのような見解を市長は持たれていますか。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

21世紀の日本に於ける産業の方向は、全世界的に経済になりましたので、今までみたいに全てつくって、全て消化するというよりも、相当限定されるだろうと思います。

1つには、自動車産業、2つ目には、健康産業、3つ目は、リサイクル産業、これが日本に於ける産業立地になる未来ではなかろうかと思います。特に、豊前市におきましては、旧来からの仕事をしている所もありますし、大消費地もありますので、そのトイレットペーパー自身も、これから伸びる可能性があると思っております。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

市内の皆が考えて、こういうのをつくっているということを認識して。要するに全部に広報が行き渡ってないので1個、確か70、80円から100円ぐらいすると思います。普通のトイレットペーパーに比べて、倍ぐらいの値段がするのではないかと思います。これがもっと多く集まって大量になれば、1個あたりのコストが下がって皆さんも買いやすくなるのではないかと考えております。

そこでいろんな所から古紙を集めて、トイレットペーパーとして使える紙と使えない紙があるんです。そこで、そういう作業を鈴の家の方が従事してくださっています。障害者の自立支援ということを考えて、いくらかの報酬でも頂ければ、すごくやる気が出てくると思うんです。それで私は提案したのが、町内会、子供会、自治会が回収したものについて

ては、キロ5円の報奨金ですか、それをしているということでありましたが、これについて障害者の自立支援の観点から、再度そういう考えがないでしょうか。

○議長 楠本賢治君

環境課長、答弁。

○環境課長 笈木日出男君

今議員がおっしゃいました1キロ5円あたり出しているというのは中津市ですね。私の所は先ほど申しましたように、豊前市子供会資源物集団回収綱領というのがあります。子供会だけに豊前市は出しておりますし、私自身の考え方としては、今のままでいいんじゃないかと思います。今おっしゃいましたトイレットペーパー云々というのは、私らは、今のトイレットペーパーについては、私の所の白紙を集めること自体も大変な労力をかけております。というのは、トイレットペーパーにすること自体の紙質というのも小さく要求されておりますので、それが一番大変だろうと思います。私の所に科せられるのは、それを今度、利用するという観念を何時も持つておくということ、リサイクル商品を出来るだけ買うということ、私らは何時も仕事に努めるつもりです。以上です。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

こういうリサイクルの大きな流れは、今から変わらないような流れになると思います。こういう市内の1グループが、こういう活動をしているということも認識して頂いて、分かっ頂こうと思っておりますので、そのあたり検討して頂きたいと思います。

ごみのリサイクルについては以上で、次に、支援費について再質問をさせていただきます。6月議会でも支援費制度の質問をいたしました。私も支援費制度を6月段階では、よく理解出来てなかって、まず、第1点、何故、豊前市の今の基準が介護保険に準ずるということに決定したんですか。もう1回答ください。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

今の国の動向も介護保険制度と一緒にしたらどうか、という意見も出ております。そういう観点と、現在、支援費制度の基準となるものはありません。それで介護保険制度の在宅介護の基準は、要支援から要介護までありますが、それを参考にして出すのが、一番いいんじゃないか、という豊前市の考え方であります。以上です。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

私も知る前は要するに叩き台がないものですから、介護保険の制度を利用して、新しい

ものをつくっていくということに理解していたんですが、いろんな人から話を聞きますと、支援費制度と介護保険というのは、意味合いが違うんですね。介護保険というのは、よく長年仕事をして腰が曲がったとか、手が不自由になったとか、そういう高齢者が介護保険を使われるんですね。支援費については、生まれながらに障害を持った方とか、まだ若い方が使われることで、根本的に利用者が違うわけですね。勿論、障害を持っている方で高齢もいらっしゃいますが、そこで介護保険に準ずるということは、どうしても納得いかない気がいたします。ここに介護保険認定調査証というのを、私手元にもっています。

この中を見ますと、浴槽の出入りが1人で出来るか、片方の手を胸元まで持ち上げられるか、尿意、便意を意識しているか、自分ひとりでトイレに行けるか、歩行については両足で立っていられるかとか、そういう、すごい項目がありますが、この項目でカウンセラーの方がチェックして、それから介護認定すると思います。

その支援費については、障害を持たれた方は、もし知的障害者であれば、1人でトイレに行けるんですね。1人で立っておれるんです。そこについてチェックが出来るという方向になるんですね。でも保護者の意見を言えば、出来るけれど目を放せるかと言ったら1分たりとも目を放せないというんです。だから、根本的に介護保険を利用する方と、支援費制度を利用する方とは違うと思うんです。それについてどういう感想をお持ちですか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

今の議員さんのいうことは尤もだと思います。私のところもそういうふうな考えでおります。介護保険の調査内容と、うちがする支援費制度の調査内容とは、おっしゃるような判断基準でいっております。介護保険の基準を使っているわけではありません。あくまで家庭に行って、その人が知的障害者なら見守りとか、身体介護の度合いですね。どの辺で見守りし介護しないといけないかという、その家庭、家庭によって、また家族のおる者、おらない家庭もあります。それによって、介護する身体介護、家事援助、そういうのを家庭の1日の生活の中において判断基準にしております。

ただ、介護保険の基本とすることは要支援から、介護5までありますが、そこで介護の金額がのっています。大体4、5が大体、寝たきりという介護。そういうことで動ける人と動けない人、その辺の金額的な基本的な基準を、そこにうちとしては持っていつている状態であります。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

何か元になるものが必要だと私も分かります。そうじゃないと何も分からないところから出来ないわけですから、それに、平成15年度から支援費制度ができたということで、

まだ職員の皆さんも、このことに対してはプロフェッショナルになってないと思いますが、ただ、今、介護保険を利用して頂いている人と、支援費を利用する人というのは、利用する方が違うんですね。それは分かって頂きたいと思います。

直接、介護保険の制度を当てはめる、今、所長がおっしゃったとおり、金額的な面を扱っているということですから、そういう認識でおってください。要するに、介護保険を使っている方と、支援費を利用する方は違うという認識を持っていてください。

次に、いろんな方と話した中で、こういうことを言われた方があります。緊急対応を申し出たにもかかわらず、決定まで2週間かかったというんです。要するに、何故、頼むかというところが放せない方だから頼むわけです。他の時間は保護者が世話するんですが、世話する方が、もし事故にあったとか、大きな病気をしたとかで入院されることがある。

障害者は何も出来んわけですね。それでガイドヘルパーに申し出たにもかかわらず、決定まで2週間ぐらいかかったということでありましたが、そのとき所長はおられなかったということでありましたが、そういうときは許可は後で下りるでしょうが、すぐ使っていよいよ、とかいうような決済権はないのでしょうか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

議員さんがいうごと、入院とか緊急事態の場合は、担当には、すぐ明日でも決済が取れるように緊急の審査会を開いて、すぐ決定を出してするようにしております。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

所長は、そのように考えているということでありましたが、それを職員に周知・徹底をして頂きたいと思います。要するに、お世話する方、保護者とかの緊急の場合は、障害者の方はどうしようもなくなるときに、2週間も猶予というのは、致命的なことでありますから、その部分は所長から職員に周知・徹底して、すぐ決済がおり派遣が出来るような形をとって頂きたいと思います。

次に、6月議会で、私はこの基準は低いという話をさせて頂きました。豊前市では、最高が18時間ぐらいじゃなかったかと記憶しておりますが、この前も言いましたとおり、大牟田市でしたか、月に120時間です。行橋市は、それまでいかないかの時間だと思っておりますが、その後、豊前市の基準がいくらか変わりましたでしょうか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

今のはガイドヘルパーの件ですね。その件につきましては、基本的には家族と同居の場

合は1ヵ月3時間、1人世帯の場合は6時間、視力障害者の家族の同居の場合は5時間で、1人世帯の場合は10時間、この基本は変わっておりません。その他、状況に応じてガイドヘルパーについては、特別に就職活動とか、他にいろいろな事情がある場合は、うちとしては、特別事情でいくらでも上乘せをしたいという考えであります。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

所長がそういう考えであつたら大変ありがたいのですが、実際に、あの時に、これは基準ですよとおっしゃいました。あの時間はあくまでも基準で下回る場合もあるでしょうが、症状その他によって、それより上になるということも十分考えられます。でも職員に、そのことが伝わっているかという、なかなか伝わっていないように思われます。

身体障害を持つ子供が、移動介護を申請したということです。両親は共働きだったということでもあります。子供と一緒に時間をなかなかつくれないらしい。そこで移動介護をするためにガイドヘルパーを申請したが、家族同居の場合は、3時間が限度と言われたというんです。3時間はあくまでも基準じゃないですか。それを職員が上限だということと言われた。あくまで3時間とか6時間、視覚障害者で5時間、10時間といろいろ基準が違うでしょうが、あくまで基準ということで、上限という考えを持っている職員には、考えを変えて頂くということの周知・徹底をお願いしたいのですが、答弁を求めます。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

徹底させていただきます。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

移動介護の決定時間を3時間とか5時間とか、市内で移動する場合、1日じゃなく1ヵ月ですから、1ヵ月で換算すると3時間といたら180分ですから、30で割ったら日に6分で移動するとか、そんなこと出来んと思うんです。障害者もある程度、本当は使いたいのが使うのが悪いのじゃないかと思ひます。歯が痛いので歯医者に行きたい。

でも介護を頼むのは悪いじゃないかと思ひて、我慢するという考えになるんですよ。やはり自分のことはあまり言えんのですよね。それについて3時間、5時間というのは、障害者の自立支援の観点に反しているのじゃないかと思ひますが、基準時間の時間を上げるような計画、もうちょっと幅を持たせるという考え方はないでしょうか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

ガイドヘルパーというのは、余暇活動に使うということになっております。別に身体介護というのがありますから、普通は身体介護、家事援助で使っています。後は余暇活動、散歩とか、ちょっとした買い物でガイドヘルパーを使うことが多いと思います。

そういうことで今のところ基本的には、そういう時間で考えております。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

余暇活動でも、ちょっと市外に出るとかいったら3時間ぐらいすぐなくなってしまう。だから、1ヵ月ずつしかできないシステム的に今なっていますね。それを私は1年で出来ないかというのを言わせて頂きましたが、1年で出来ないとしたら、それを半年ぐらいに考えてもらえないだろうか。この前も言いましたとおり、この夏みたいな酷暑のときとか、台風のときには私たちも外に出ない、あまり何処にも行きたくない。やはり行楽シーズンの春の暖かいときとか、秋の季節のいいときに、外に出て紅葉とか、散歩とか、クリ拾いとか楽しもうということになると思います。それで、月3時間でも、半年にすれば18時間になりますので、1日、2日はガイドヘルパーについてきて頂いて、外に出られると思いますが、その点について、もう1度お聞きしますが、そういう考えがあるかどうか。

また、出来るか出来ないかということも、お聞かせください。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

1ヵ月と決めているのは、支給量を決める単価基準の期間ということで、身体障害者法第17号の5の第3項の2号ですね。それから、知的障害者法第15条の6の第3項の第2号、これは国・県の指導でありまして、この法に則って決まっております。それと、どこかに旅行に行くとか、そういう特別な事情がある場合は、その人や事情に応じてヘルパーの時間を出していくつもりでおります。基本的にはさっき言うたのが基本であります。

そういう考えでおります。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

あくまでも利用して頂くための制度ですから、利用者が利用しづらいような制度では困るわけでありまして。

次の質問ですが、今、担当職員が聞き取り調査や、その家庭に行って親御さんなり当人に聞き取り調査をして、支援費の支給量を決めるということでした。職員が支援費制度に関する知識とか考え方が、実際15年から始まったから、あまりガイダンス的なものがな

いですね。けれど、ある程度、支給量が聞き取り調査いかんでは、全然変わってくるのじゃないですか。要するに支給量決定に当たって、不利益を蒙っているという声がありますが、職員の聞き取り調査というのは、マニュアルがあって行っているんですか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

これは国・県から出ている基準聞き取り調査というのがあります。それに則ってやっております。それと15年4月から始まりました制度ですので、確かに言われるように経験不足というのがありますが、これはうちだけではありませんので、全国何処の市町村でもあります。近隣の市町村を調べてみますと、何処も担当者によって審査会がない所が殆どですので、担当者によって決定しているのが事実であります。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

こういう事例があります。やむを得ない理由で、障害者が月18時間しかヘルパーの派遣を認めなかった。本人が施設入所を拒否しているにもかかわらず、入所を勧めたりしているということでもあります。一番当人の意思が重要になってくると思います。それを無理に職員が、どうこうしなさいというのも、確かに1年ちょっとの支援費制度ですから、職員も試行錯誤している段階だと思えますが、利用者からすれば職員はプロですよ。

だから聞き取り調査されて、この人が決定するとなったら、プロとして職員も自覚して頂かなければならんから、これについての勉強会や、どういうふうにするという他の市町村との勉強会や、連絡みたいなことはされていますか。

○議長 楠本賢治君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 加治靖弘君

これに関しては、県に指導してもらい講習をするように、お願いしております。年に1回はあると思いますが、1年に1回は少ないということで何回もするように要望したいと思います。また、近隣の市町村については、担当者が、その都度いろいろ連絡を取りながら、例を聞きながら勉強しているということを聞いております。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

利用者サイドからすれば、市の職員はプロになってもらわなならんと思うんですよ。そこで自己の勉強は率先してやってもらいたい。また、1歩でも2歩でもプロフェッショナルに近づいて頂きたいと思いますが、その点はよろしくお願いします。

最後の質問になりますが、利用者の不満を言わせて頂きましたが、豊前市基準を今つくっていますが、それには、いろいろ不平・不満があるんですね。要するに介護保険に準ずるといっても、介護保険の金額的なことに準ずるだけで、他のことは、支援費のことで調査していると申しましたが、なかなか利用しにくいというのも事実であります。

それで、市長、厚生労働省は、この基準を市町村長が設けなさいと言っています。さっき私が壇上で言いましたが、2番目に、厚生労働省、厚生大臣が定める支援費基準の基本的な考え方の中で、支援費は、厚生大臣が決める基準を下回らない範囲において、市町村長が定める基準による、ということをしているということでもあります。

市長、今、私と福祉事務所長のやり取りの中で、さっき言うたように、介護保険と支援費制度というのは利用者が全然違うわけです。それを同じような感覚で判断して頂いても非常に困るわけです。それで今、委員会みたいな設置は、行橋市だけと言われましたが、今の豊前市の基準は、非常に問題があるというように思われます。この基準は、市役所の担当部局でつくられた基準なんですね。これを撤廃して、新たな豊前市基準を設けるための委員会を設置して、そこに利用の当事者やら、事業所さんに入ってもらって、新しい豊前市基準をつくり直すということに対して、どういうお考えがありますか。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

今まで歴史は殆どない状況で、これから歩いてつくることだろうと思います。この辺でしているという行橋も、おそらく行橋だけでしたわけではなく、どこかを参考にしたかなと思いますので、判断を私自身がする前に、少なくとも行橋市のことも熟知し、また、県内の市町村の中で取り組んでいる所もありましようし、取り組もうと思って、まだ躊躇している所もありましようから、そういう点も県に問い合わせたら分かりますから、それで判断していきたい。もう少し時間がいるか、認識不足の面もあるので思っております。

○議長 楠本賢治君

古川議員。

○3番 古川哲也君

豊前市は、この委員会は5名の職員が決定されているということですが、行橋は私の後輩で、大平村の月の輪学園の副園長あたりもその委員会のメンバーに呼ばれていきよる。

私、ある日、会ってどうしたという話をしていたら、副園長も行橋の委員会のメンバーに入っているということで、事業者ですよ。そういう所も呼ばれて委員会をつくっているらしいです。それで豊前市は、基本的に相談部所と決定部所を分けていますね。これは私も思ったんですが、他の市町村にない素晴らしい方法だと思います。しかし何ぼ相談場でケアをつくっても、決定部所で全部覆されているのが現状だそうです。予算の関係等々あるでしょうけれど、それは決定部所と相談部所が意思疎通をしなければならんと思いま

す。その意思疎通を行なって頂きたいと思います。

それと市長、あまり行政単位で格差があり過ぎるんですよね。今ガイドヘルパーは在宅で月3時間、視覚障害者で5時間というような時間数です。大牟田市は月に120時間、10倍とかの時間をヘルパーにできるような時間。中津市も大方100時間ぐらいあると思います。行政単位で格差があり過ぎますから、これに対して、他の市町村のことを言われましたが、勉強して頂いて、新たな豊前市基準をつくるような委員会を設置して頂きたいと思いますが、市長、答弁をお願いします。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

今そういう措置についての先進的というか頑張っている所を言われましたが、各々のタイプがあると思います。豊前市のような鈴の家のタイプはないと思います。だから、そこは全体の予算の中に於ける状況も勘案しながら、市町村合併も、特に、他市との状況も情報も交換しなければならん時代になりましたので、ということを見ながら、今のご指摘につきまして、先ほど、課長も否定しているわけではなくて、支援ケースが増えてきたら検討したいという答弁しているんですから、今の議員ご提案の件は、1歩進んで検討していこうかなと思っておるところでございます。そのためには、いろんなケースを、ご相談を出して頂くことが必要かと思えます。

○議長 楠本賢治君

古川哲也議員の質問を終わります。

次に、渡邊一議員。

○6番 渡邊 一君

一番最後の渡邊一です。さらっと質問したいと思います。質問はさらっとやりますが、市長、ひとつ真剣に簡潔に、お答え頂きたいと思います。

最初に、清原自然公園内の忠魂碑建立について、という質問項目をあげております。今、各議員諸侯には、経緯の一旦をご理解頂くために資料を配布しております。執行部の方は、既にお持ちのようですから省かせて頂きます。

2番目に、災害時の避難対策についてということです。2番目の項目は、既に同志の尾澤議員さんから細かな質問がありまして、ご答弁がありましたので、少し触れたいと思います。先に災害時のほうに入りたいと思います。

先の16号のときに高潮対策がありました。それで土嚢を配布しておりました。これは市の職員と各消防団の皆さん方が、本当に一致協力して頑張って頂きました。これは市民にとって、本当に心強くありがたいなと私は心から思いましたので、まず、感謝を申し上げます。その時に少し手持ちの土嚢が足らなかつたようです。そして土嚢を急遽作らなならん。これは前もって業者にするということは、なんちゅうことはないけれど

も、財政が困難だ困難だとおっしゃっていますので、ここは市の職員の豊前市を愛する気持で、皆さん方が土嚢詰めをやってくださったとと思っていますが、その時に、災害対策は総務課長が中心ですね。各課に出動要請をするそうですが、各課から、どのくらい土嚢詰めに出てくださったのでしょうか、その辺聞きたいと思います。それから、後は尾澤さんの答弁で十分でした。

それでは、1番目の清原自然公園内の忠魂碑建立について触れます。まず、どういうものかということをご理解頂くために、ここにお配りした、こういうものをつくりたいのだという願い書と言いますか、相談の文書がありますので、それを読みます。

築中甲飛会桜の碑文と書いてあります。昭和18年12月、太平洋戦争たけなわの中に我が築上中学校から72名の海軍甲種飛行予科練習生第13期生として、決戦の大空へと出陣した。(玉と砕け、花と散らばや日の本の大空守る若人我ら)ここに、それより早く甲飛生として入隊した先輩、後に続いた第14、15、16期生の我ら築中健児が相集い、平成元年に築中甲飛会を結成し、ここに設立10周年記念行事として、国のため雄々しく散華された築中健児の英霊の功績を讃え、威徳を偲びつつ生き残りし我らが苦難の時代を語り合い、励ましあった往時を偲び、かつての予科練魂を想起し、我が国、永遠の平和を記念して、ここ清原公園に桜の木を植樹し記念とする。昭和15年10月 築中甲飛会一同ということで、自分たちが桜の木を植樹したんですね。

その植樹した桜の木のもとに、植樹した記念として築中甲飛として、こういう碑文を建てさせて頂きたいという願いがあったんだと思います。それについて、いろいろ経緯があったと思いますか、このことの結果がどういうことになったのか。市長は、どういうことを、これでお思いになったのかということをお尋ねして、壇上の質問といたします。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

渡邊一議員のご質問で、2番目の災害時の避難対策につきまして、総務課長の答弁、そして、清原神社の関係であります。詳しい経緯状況を申し上げなければならないかと思っておりますから、都市計画課長から答弁いたします。

私は、後自席から、ご質問にお答えしますが、お話があつてお会いしました。いろいろ異論もあり、また、地元の管理者から異論が出ていたことも踏まえながら、今、皆さん方の意思を活かすには、築上中部高等学校の跡地のこともあるし、旭桜会の土地もきちつとあるので、そちらにしたらいんじゃないかなろうかと申し上げたところでございます。

以上です。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

災害時の土嚢等の問題で、お答えいたします。災害前に市役所だけの土嚢の袋と土の確保だけでは、万が一の事態に対応できませんので、災害箇所が予想される消防団に対して、土嚢の袋と土等を指定場所に準備のお願いをし、希望のある所については間違いなく、それを届けております。今回の問題ですが、職員の土嚢の準備は、どのようにしているかということではありますが、職員については、事前に常に準備して貰う体制でしております。結果として、準備体制が不足しまして、地域の消防団の数と連携がうまくいかなくて、今回の事態が、そのようになったと私ども判断しまして、18号については、建設業者の在庫の管理もお願いし、一段と万全の事態に備えていくということしております。

今回、携わった職員が延べ何人になるかということについては、16号のときに述べ人数にすれば30、40人ぐらいの職員に土嚢の袋を詰めてもらう。但し、いろいろ他の職員も仕事を持っています。大体、総務課の職員が中心になってやらなければ、他の課の仕事の関係もありますので、総務課の職員が中心となり、各課の若手の職員に応援をお願いして土嚢の準備をしております。結果として、16号のとき足らなかったことについてはお詫び申し上げたいと思っております。

○議長 楠本賢治君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

お答えさせていただきます。清原自然公園につきましては、豊前市の管理する公園であります。地元合河区民を中心としたNPO法人、豊前市ホテルと自然を守る会に草刈、その他維持管理をして頂いております。そういったか関係から、本件については、都市計画課からお答えさせていただきます。

本年2月に、合河の清原自然公園、一般にホテル公園と呼んでいますが、ここに忠魂碑を建立させて欲しいという申し出が、市内の某会からございました。趣旨につきましては先ほど議員さんから説明がありましたし、お手元に配布されておりますので省略させていただきますが、お話がありましてから約半年、2月から7月の間、上司も交えまして5、6回地元の代表者の方等と意見の交換、協議、面談などをさせていただきました。

市といたしましては、建立後の維持・管理の問題ですね。会の方は維持・管理を責任もってするという事でしたけれども、何しろ70、80歳という高齢の方が殆どでありますので、後の維持・管理がどうかということもありますし、地元ホテル会との関連もあります。地元半分、ボランティア半分の委託料をお願いして、管理してもらっておりますので、ホテル会との関連、それから、碑文の文言等についても、いささか過度な文もあると私も判断しておりますので、こういった諸々のことから判断いたしまして、他に民地など、いい場所があれば再検討して頂けないかということで、お答えしてあります。

市といたしましては、誠意をもって対応させて頂きましたし、誤解や食い違いがあったことについては、私の方では考えておりません。

それから、7月1日付でホテル会の会長名で、市議会の議長宛、市長宛に反対の意見書が出ております。意見書の内容は、本来のホテル公園の趣旨と少し違うじゃないかという内容であります。私としては、今日の平和が、過去の戦争で犠牲になった多くの方々の命の元にあることは認識しております。また、永遠の平和を願うそれを、次の世代に引き継ごうということには、否定するものではありませんが、公の公園の中に、今こういう記念碑が必要かなと考えますと、他にいい場所があれば、そこをお願いしたいということで、会にはご連絡させて頂いております。経過については、以上のようなことであります。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

只今の答弁に対して、再度質問いたしたいと思います。築中から72名の海軍甲飛会、昔、予科練、赤い血潮の予科練のと、若い人は知らんかも分かりませんが、私たち小学校のとき歌ったものですが、子供ですよ。中学生が志願して行った。こういう歴史が日本にあるんです。これを私どもは語り継がないかん。2度と戦争はしないということが1つ。もう1つは、愛国心。今、文部省でも教育基本法を少し見直そうじゃないか。

占領戦略中につくられた教育基本法でない、本当に、これからの日本民族が世界の中で生きていく上に、どんな教育を施したらいいのか。あまりにも、今の殺伐とした親が子を殺す、子が親を殺す、また、6年生の小学校の女の子が刃物を持つ、この国を憂いたときに、もう少し、人のために世のためにという教育、倫理観、道徳をしっかりとしようじゃないか。それから、国を愛する、同志、民族を大切にするという心を養おうじゃないか。

こういう若い中学生が居ったんですよ、ということは、私は公の場で、広く今の若い人に知ってもらいたいと思うんです。

そして、何故、清原公園なのかと聞いて見ましたら、ここに桜を植えたというわけです。清原公園の設立のときに、それぞれの団体、ボランティアに頼んで植樹をやったんでしょう。その時に、たまたま甲飛会の人たちも、今、我々が元気で生きているんだから、何か世のためにしたいというので、その植樹に参加して、それこそホテルの会の人達と一緒に作業したかどうかは別として、桜の何本かを3回ぐらいに分けて一緒に植えた。

ですから、自分たちが植えた桜を記念して碑文を建てたい。それが、忠魂という文字を入れようという時期もありました。しかし、これはちょっとどうかな今は、ということで、これは消してあるじゃないですか。担当の課長と話したときに、碑文は、ホテルの里にあうように、今の若い人に受け入れやすいように、いかようにも相談をしようじゃないかという話があったと思いますが、それはどうですか、課長。

○議長 楠本賢治君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

先ほど申し上げましたように、お手元にお配りされている文言については、かなり過度の文言があると思います。そういうことで、私の方としましても、意思はよく分かりますから、平和ということを前提に置かれて、少し文章も変えてみたらどうかとか、いろいろそういう経過がありました。しかし、全て文言を変えてしまうということになりますと、かえって会の皆様方の趣旨を損なうという面もありまして、いろいろなことを踏まえた結果、一応7月26日に、会から白紙に戻したい、という申し出を頂いたところですが、確かにいろいろなやり取りがあったことは事実であります。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

ホタルの会が、今、清原公園を管理していますね。その文章を拝見しましたが、こういう碑が建った、要するに忠魂碑と書いてあるでしょう、反対の文章に。管理を辞退するという文言まで入っています。私はこれはちょっとどうかな。何でそういうことになったんですかね。管理を辞退するというのは、というのは岡田議員さんも、多少ご関係をなさっていたようですが、ホタルの会の会員の方々と、役員の方々と相談をしてお許しを得て、一番最初に来たときは、ホタルの会の前の会長さんか役員か知りませんが、どなたかと一緒に来てご相談したと聞いておりますが、その辺は如何ですか。

○議長 楠本賢治君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

最初に事務局長さんが、そういう話があったということで見えました。会のほうから、忠魂碑を建てさせて頂きたいという申し出がありました、ということで相談に見えたようなことであります。事務局長さんが2月2日だったと思います。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

事務局長というのは、どなたですか。その他にどなたかいらっしゃいませんでしたか。

○議長 楠本賢治君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

ホタルの養殖等を指導して頂いております霍田事務局長さんでございます。その後、数回、会議を持ちましたが3回目ぐらいだったと思いますが、前のホタル会の会長さんが、地元の会長さんと役員の方数名で見えて、いろいろ意見を交わしたところでありました。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

そういう地元との話し合いをしていたにもかかわらず、何時こういう管理を辞退するという事になったのか、ちょっと腑に落ちんですが、あなた方が意図的にしたとは思いませんが、その辺はどうでしょうかね。

○議長 楠本賢治君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

前の会長さんは、会としてのそういうことで見えたのではなくて、ちょうど同年輩の方でしたし、前から顔見知りでもあったんだと思います。そういう関係で一緒に見えた。その後、私の段階で2回も3回もお断りするとあれば、地元の皆さんも納得がいかないだろうと思いましたので、上司とそのことについていろいろ相談したときに、その時には、前の会長さんは途中で帰られたという状況でありまして、会としての意見を持って、ご一緒されたという判断はしておりません。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員、

○6番 渡邊 一君

これから先は水掛け論になりそうですから、これは市長にお伺いします。市長。今言ったような築中の中に予科練に志願して行った、これは当時の教育もあったでしょう。しかし、彼らか軍国主義だとか、戦争を賛美する人だ、子供たちだというふうには、とても私は思えませんが如何でしょうか。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

課長と助役と話しまして3名まいりました。出口さんと新吉と椎田の方がこられて、今、渡邊議員が言っていた話は、全くお互いにしませんでした。言ったのは、どうして清原神社ですかと言ったら、桜の木を植えていましたと。それで墓標があるんですよ。それについては、地元の方は何も言ってないようです。どけるとか、管理できないとか。そういうことでしたから、皆さんと話したとき、私が言ったのは、学校が築上中部、築上北校が新しい所にあるし、特に、中部は旭桜会の土地を持っているから、皆さんは築上中学校ですから旭桜の一員であるし、今から考えるに、築上中部の中にいろんな碑があるので、それを1箇所を集め、旭桜会になるというふうになればいい、そこはどうですかと。築上北校もそんなふうな動きがありますよと、それはどうですかと言ったんですよ。

そしたら、いや、ここが1番最高の場所だと、こんないい所はないということ言われますから、私もホテルのときに見に行きまして、どこかなと思ったら、ホテルの出るようにならずと奥の方で、加えてお世話をしている地元の人に聞きましたら、これは困ると。

そうですかということでありました。が以上でございます。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

管理を拒否するというようなことは、非常に甲飛会の人にとってはショックだったと思います。これは質問としては、これくらいにしておきますが、今、私は、豊前市の政治姿勢が、この問題で問われているのじゃなかろうかと思います。助役が首傾げてますが、これが1つあるのじゃなかろうかと思います。要するに国を愛する気持、戦争体験を如何にしてつなぐか。何か戦争とか予科練とか言うたら、すぐ占領教育で染まってしまった日教組、高教組の先生方に、ちょっと兵隊さんといったらけしからんとか、そういうものから神経過敏になり過ぎているのじゃないか。私は現実には、きちっと次の世代の子供たちに伝えるべきだと。中学校の14、15歳の人達が、国のためにこういうことがあったんですよ。しかもこの方たちは、当時の教育ですから、喜び勇んで行った方もおるでしょう。いよいよ出陣して亡くなった方の家庭は大変なものだったと思いますよ。だから、そういうものを私は広く若い人達が集まるような所にしたらどうかと思います。

それから、今、築中の話が出ました。この議会で築中の跡地はどうしましょうかというて、諮問委員会をつくらうという提案がなされていますよね。これから決めなならんわけですよ。そうすると決め方によって、築上中部高校はなくなるかもしれませんでしょう。全く別の施設になるかもしれませんでしょう。これは自動車100万台の構想の中で、いろいろ都市計画が出てくるでしょう。その中で、1番、豊前市民にとって、先々有効な利用計画を立てなならんじゃないですか。私も旭桜会に関係する1員ですが、そういうことであれば、私どもは何時でも協力したいなと思っております。

ですから、築中が何時までも跡地であるわけじゃないです。まだ決まってないですよ。市長は自分の構想の中で、たとえそうなっても、1部分でもなんか残そうというお話のようでしたが、それも審議会を経てやらなならん問題ですから、その問題と、これとは別問題にして私はどうしても、もう1回、市長を中心に、こういう歴史があったという観点から考えてもらいたいということを要望しまして、この問題は質問を終わりにいたします。

○議長 楠本賢治君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

築上中部高校の土地に加えて、旭桜会独自の土地があるんですよ。手を付けられない土地が、テニスコートと、今、会館がありますから、それは旭桜会が残すということですから、そこに今度、跡地審議会の中の土地に直接、関係ない土地もあります。跡地審議会できちっとお話ししますが、そこにしたらどうですかと言ってることだけです。

○議長 楠本賢治君

渡邊議員。

○6番 渡邊 一君

それも大変なんですよ。旭桜会のテニスコートと建物があるんですよ。これも高校はないわけですから、守りする人を旭桜会が探さなきゃならん。旭桜会が維持しようと思えば、すると人件費がかかるんです。どういう管理をするか。これはまだ1つも決まっておられません。旭桜会の不動産としてはありますが、これから決めなきゃならんことです。そういう不安定な土地なんです。そこのところを市長、認識しておいてください。

それから、災害のことですが、総務課長、土嚢が足らんとか何とかじゃないんですよ。それから、仕事を皆持っているのは当たり前のことじゃないですか。総務課だって災害だけが仕事じゃないでしょうが。市民が立ち往生して困っているときに、どのくらい公僕として、本当に市民が頼っているのは消防団とあんたちですよ。例えば土嚢が300いるといたら300をどのくらいで、人間が集まればいいとでしよう。どのくらい集めるか、総務課長が各課の課長に頭下げて回って、ご苦労があるかも知れんけれど、それは市長、助役が、ぴちっと、こういうときは、一番頼りにされているのは市の職員だと、その精神を私は言いたいです。その気持になってみたら各課から2、3人出たら、すぐ30人ぐらい出るじゃないですか。今の若い人達を課長たちが使いこなさきらんから、行けと言っても、わしは行かんと断られるのかな。その辺が心配なんです。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

災害時に誤解があったらいけません、各課が協力しないということは一切ございません。私の読みが甘い所があるということは反省しております。

(「以上です」の声あり)

○議長 楠本賢治君

渡邊一議員の質問を終わります。

これより関連質問に入ります。関連質問は1人答弁を含め10分以内であります。

関連質問の方はありませんか。尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

渡邊一議員の防災についてのことで、お尋ねをします。3月の選挙前に、私は消防団に入っていて、合河のある家庭が火災ということで緊急に行ったんですが、そのときに今基盤整備していて、土地の横に3面張りの水路がありまして、どうしても水路の流れが早いので、水がたまらないで、すぐ流れてしまう。それで、総務課長と担当者に消防車の給水口、普通の給水口は長細いんですが、低水位の給水口という形で、横向きになった水面口がありますが、今、中津消防署が入れているということで、この前お願いしたんですが、まだ、業者に全然あたってないということですが、今から寒くなって火事が起こ

る可能性が高いし、いち早く消防団は水の口をつくって水を確保しなければいけないので、そういうもので4万5000円から5万円ぐらいです。言っているのに、なかなかして頂けない。これはどうなってるのか、早急に対応して頂けないかと思っております。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

確かに、立岩の区長の付近の火事の際に。それは合河の分ですか。ご指摘頂いているのは承知しております。具体的に担当者の方で対応が遅れていることについては、そう難しい話ではないので、2度とご指摘のないようにしたいと思います。

○議長 楠本賢治君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

私もいいと思って提案しておりますので、職員のやる気があるのか。それから台風18号がきましたし、担当者も忙しいと思いますが、言われたことに対して、すぐに行動して頂きたい。この間に、もし火事があったときに、その原因が、そういう形で防げない経過があれば、本当に淋しいことでもありますので、早くお願いしたいと思います。

○議長 楠本賢治君

次に、・永議員。

○16番 ・永宗彦君

2つの点について関連質問させていただきます。1つは、今議会でたくさん質問が出ております防災対策についてであります。土嚢等の関係で渡邊議員から質問がありましたので、そういう部分に触れて質問させていただきます。なんととっても、今度の台風は大変大きな、総務課に聞けば秒速最大50mを超える風力であったということで、この界限では、本当に歴史的にみても珍しい風速ではないか。そういう状況の中でありまして生活しております市民は、本当に外にも出られない恐怖の極限に実はあるわけでありまして、停電は少なかつたわけで、テレビ放映はずっと続いておりまして、テレビは気象情報、台風情報の報道のたびに屋外に出ちゃいかん、危険だと言ってますので、なおさら外に出ずに家の中で息を殺して恐怖に耐えてきたという環境の中にあります。

そこで、テレビ情報もありますが、やはり、この近在の情報についてはなかなか入ってこない。ただ私も含めて、私の家族も1つこれは嬉しいことだといったのは、消防団の消防車が鐘を鳴らしながら声はないんですが、鐘で危険防止を訴えながら、家の周辺を通行して頂く。この鐘の音を聞いて、ああ対策は取って頂いているんだということで、安心を頂くことが出来ました。

それに加えて、もう1つ、私がお願いしたいのは、市役所の広報車、先ほど言いましたように市民1人ひとりには家の中に引きこもって、息を殺しているわけですから、職員が広

報車を出すのは大変危険が伴いますが、何か広報車を出すなり、さらに、これからの将来の問題として、有線放送体制のシステムをつくっていくのか。そういう非常事態の中で、市民に安心を与える対応を是非して頂きたいと思いますので、ご見解を頂きます。

それから、土囊の関係ですけれども、京築地方のある町で、台風が南方に発生した、今回の台風は大変大型であるという情報と同時に、役場の職員あげて必要と思われる土囊を、台風が九州方面に到着する数日前に、数にして何百という数字だと思いましたが、それをつくって準備していたという話を聞いていますので、今回のような場合に、一旦緩急、土囊が足りないということのないように、事前の対策をすべきではないか、しておく必要があるのではないか。水防も地方自治体の責任業務でありますので、そういう意味では、そういう体制が取れないかについて、2点お尋ねします。

それから、これは別件ですけれども、昨日、今日に続きまして、村田議員さんの質問の中にもございましたが、昨日は、中村議員さんの質問にございましたが、総務課としては防災対策について、これから先、災害対策ボランティア組織を立ち上げて行きたい。その時にシルバー人材センターにも要請をしていきたいという発言がありました。

本日は、村田議員の質問で、子育てファミリーサポートセンターを、豊前市シルバー人材センターなどに協力を求めたらどうかということで、シルバー人材センターという名前が2回出ましたので、私は関係者ですので質問させて頂いて、これからの対応に備えたいと思います。シルバーセンターにつきましては、議会の中でも情報として出してありませんので、次の12月議会ぐらいには、必ずシルバーセンターの現状について報告させて頂きたいと思っておりますが、いずれにしても、多くの市民や団体の皆さんに、大変お役に立っているというお褒めを頂きながら進めております。

例えば、防災対策ボランティア組織、或いは、子育てサポートセンターなどに、シルバーに要請があるとすれば、実は早め目に文書などで要望して頂かなければ、こちらの組織は立派な法人格を持つ組織でありますので、この議会の中で、そういう発言が出たら、私がそれに答えてみたいと思ったりするわけですけれども、当然のことながら、市を通しての問題でありますから、市のほうから、これから先シルバー人材センターの活用についていくつかの計画があるとすれば、正式に書面で理事会の方に要請して頂ければと思いますので、そのことについての見解を頂きます。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

まず、シルバー人材センターの件であります。事務局長と打ち合わせした段階で、16号の後、具体的な企画書、文書で出してもらえば会議にかけたいということで、ご案内を頂いております。そういう方向でやるようにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほど来から、ご指摘頂いております土嚢の件であります。今後は必要に応じた組織をあげてつくっていくということについては、お約束できると思います。

現在も土嚢については、日々ある程度の数は確保しております。パレットに積んでビニールをかけて確保しております。但し土嚢の袋が、自然環境に優しい袋で、対応が半年もたてば破れるという状況がありまして、あまり沢山つくとかえって、いざというときに役に立たないという問題もありまして、そういった悩みを抱えながらやっていますが、いろんな言い訳をしないで、市民の安全に応えられるように、今後も誠意、職員一丸となって頑張る覚悟ですので、ご理解をお願い申し上げます。

それから、市の広報車の有効活用については、私もかねがね、こういった方面に力を強化していかなければいけない、また、消防のサイレンの活用等も考えていかなければいけないということで、職員と広域圏との連携をどのようにしていくかということで、内部協議を始めております。具体的に、そういったものが市民の皆さんに姿として伝わるように、最大限、総務課として取り組みしていきたい。広報車については、災害前に何らかの形で警戒の情報等、安全確認について広報できるように頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

他にございませんか。中村議員。

○7番 中村勇希君

村田議員及び渡邊議員の災害についての関連をさせていただきます。昨日、聞き忘れた部分もありましたので。豊前市以外の市によっては、各市議会議員のメンバーに、当選後、防災服、防災帽子をお渡しする。そして災害が起きたときには、議員皆に連絡して、勿論、強制ではありませんが、そこに参画してもらおうという自治体もあるようであります。

豊前市はそれをしませんが、議会議員があまり役に立たないからということかどうかわかりませんが、若い議員も最近おりますから、なんか手伝いになるかもしれません。そういうことを考えたらどうでしょうか。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

貴重な提言でございますので、猫の手も借りたい、まして議員の皆さんは、地域の状況を一番把握出来ている立場ですので、そういうご提言があれば、上司も今日、確認しておりますので、十分参考にして頂きまして、今後、ご期待申し上げたいと思っております。

○議長 楠本賢治君

中村議員。

○7番 中村勇希君

災害警戒本部というのを、まずは設置するんですね。それが台風16号のときは、朝方

4時、そして災害警戒本部解散後、災害対策本部を設置するという運びになると思いますが、4時に災害警戒本部を設置して発令した理由、そして11時にそれを解散した理由、その辺をお聞かせ願いたい。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

現実には、早い時期に警戒体制をつくるわけでありまして、所属長連絡調整会議で台風については事前に予想されますから、16号については金曜日でしたか、所属長連絡会議を4時にしまして、全職員の自宅待機、全職員については連絡の付くように、そして所属長については、自宅待機を日曜日から月曜日にかけて命じております。

警戒体制に入りますが、その後、状況の進展状況に見合わせまして警戒本部、そして災害対策本部と、刻々と災害状況の危険度に応じて、上司とその都度、相談して切り替えて、その体制に任せられるようにしていくということで取り組んでいる次第であります。

○議長 楠本賢治君

中村議員。

○7番 中村勇希君

だから、4時に警戒対策本部を設置した理由。この時間に警戒本部をつくりましょうと。そして11時に解散をして、同時に、その時刻に対策本部が出来上がるわけですね。その対策本部に切り替えた理由です。11時は、まだ風が非常に強い時間帯でした。大体2時を過ぎて、やっと風が弱まったんですが、8日の11時50分に警戒対策本部を解散し、災害対策本部に切り替えた。その災害対策本部に切り替えた理由ですね。もう大丈夫と思ったのか、警戒しなくていいと思った理由、根拠は何ですか。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

災害警戒体制の配備をいたしてございまして、災害警戒本部を30日の午前9時に設置して、災害対策本部を30日の午後1時30分に16号については・・・

(「18号」の声あり)

台風18号については、災害警戒本部の設置を7日の午前4時40分に発令して、災害対策本部を廃止したのが、7日の午後3時30分であります。その根拠については、11時50分の段階で、非常に風雨が厳しくなりました、このままでは普通の警戒体制では、とても市民の生活は確保できないということで、災害対策本部に市長に本部長になってもらうということで、上司と相談して本部長になってもらいまして、その後の行動をしたわけです。この体制に切り替えるというのは、やはり不測の災害事態が発生する可能性があるということで、災害対策本部を設置いたしました。

○議長 楠本賢治君

中村議員。

○7番 中村勇希君

分かりました。警戒から災害対策に切り替わる時間帯は、各々の市町村で随分違います。行橋市は随分早かったんです。警戒に入ったのも、対策に入ったのも、豊前市より早かったけれども、そのときの現場で決まってくるでしょうけれども、できれば先ほど議員の参画ということも言いましたが、これは危ないということになったときには、出来れば災害対策本部を設置しましたという連絡もして頂ければと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひますが。

○議長 楠本賢治君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

実は今、私も悩みがあります。非常に報告場所の義務付けが多くて、自衛隊、警察、広域圏、県は3箇所からどういう状況かと。それからNHK、マスコミも頻繁に状況の報告を求められておひまして、ここら辺、先般、私はNHKと喧嘩になりまして上司に怒られました。そういう状況もありまして、正直申しまして議員に連絡する場合、どのような連絡体制で確立するのか、今日、私ここで約束しまして、また出来ないと怒られますので、どのような形で緊急の連絡体制をとったらいいのかについて、今後、今日の提言を十分踏まえて協議して、きちっとできる方向を確認できればしたいと思ひておひしますので、ご理解頂きたいと思ひます。

(「分かりました」の声あり)

○議長 楠本賢治君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これで本日の一般質問を終わります。

日程第2 議案第66号から議案第69号までが追加されましたので、これを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日、追加提出しておひます議案は、指定管理者の指定案件2件、合併協議会設置協議案件1件、予算案件1件の合計4件であります。

次に、議案の順序により、ご説明申し上げます。

議案第66号は、指定管理者の指定についてであります。豊前市語らいの館について指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第67号は、指定管理者の指定についてであります。豊前市観光情報センターにつ

いて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第68号は、豊築1市2町合併協議会の設置についてであります。豊前市、椎田町、築城町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成、その他、合併に関する協議を行なうため、別案のとおり規約を定め、豊築1市2町合併協議会の設置することについて、議会の議決を求める案件であります。

議案第69号は、平成16年度豊前市一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について所要の措置をいたしたところであります。その補正額は、1449万9000円の増額で、補正後の予算総額は、118億5806万7000円であります。

その内容は、2款総務費に豊築1市2町合併協議会設置に伴う同協議会負担金であります。この補正予算の財源は、地方交付税を措置いたしたところであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 楠本賢治君

説明は終わりました。

日程第3 議案第54号から議案第69号まで及び報告第4号を一括議題といたします。議案に対する質疑に入ります。只今のところ質疑の通告がありません。追加議案がありますので、追加議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

只今議題となっております議案第54号から議案第69号までを、お手元に配布いたしております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって付託表のとおり付託いたします。

日程第4 意見書案第3号から意見書案第6号までを議題といたします。

提案議員の説明を求めます。意見書第3号について、村田喜代子議員、お願いします。

○5番 村田喜代子君

発言させていただきます。全国議長会より各議員へということでもまいっております。地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。本来、三位一体の改革は、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革でなければなりません。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づく

りを行い、国民が豊かさゆとりを実感できる生活を実現することができるよう、財政面の自立度を高めるための改革であります。

しかし、改革の初年度でありました平成16年度は、国の財政再建のみを先行させた分権改革には程遠い内容であり、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となりました。こうした中、先月末、政府に対して、地方6団体は、国庫補助負担金等に関する改革案を取りまとめ提出したところです。政府においては、この提出案を真摯に受け止め、この意見書案に掲げています8つの前提条件を十分踏まえて頂き、地方分権改革の本旨にかなった改革を行なうよう強く求めるものであります。

どうぞ皆様方のご賛同を頂きますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。なお、意見書の署名といたしましては、議会運営委員会委員の6名の議員が代表で署名させて頂きました。終わります。

○議長 楠本賢治君

次に、意見書案第4号と第6号を・永宗彦議員に、お願いします。

○16番 ・永宗彦君

意見書案第4号と第6号についてご提案させていただきます。

第4号につきましては、提案議員、尾家啓介議員、・永宗彦の2名であります。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書であります。今日まで豊前市は、10数年に及んで6月議会に、この問題の意見書について採択を頂き国に送付してまいりました。いよいよ三位一体改革のど真ん中で、今回、福岡県市町村教育委員会協議会の皆さん方から、この制度の堅持を求める要望が出ておりますので、その趣旨をたいして意見書案の提案をさせていただきます。提案に当たりましては、お手元の案の朗読をもって代えさせていただきます。

三位一体改革の中、義務教育費国庫負担金を廃止し交付金化、一般財源化、削減化の動きが加速されようとしています。しかし、我が国の全ての子供に対する健全な発達、成長と学力の保障は、憲法を初めとする法の定めるところであり、国家の責務として義務教育費国庫負担制度の堅持は、教育の機会均等を保障する我が国の義務教育の根幹であると考えます。そもそも義務教育は、国民として必要な基礎的な資質を養うものであり、義務教育国庫負担制度は、日本全国何処でも、一定水準の義務教育が受けられるよう必要な財源を国の責任において確保する制度であります。

仮に、義務教育費国庫負担金の交付金化、一般財源化、削減化や教職員人材確保法の見直しが行なわれることになれば、全国の地方自治体間に行財政上の格差を生み、国として一定水準の教育の確保が困難となることは明白であります。また、事務教員及び学校栄養職員を含めた教職員給与待遇の保障は、学校教育の基盤として、その意義向上の必要条件であり、教育のあり方に先行して、財源等、経済財政上の論点のみが強調されることに、市町村教育委員会を初め教職員、保護者など全ての関係者は大きな危惧を抱いております。

たとえ地方分権の名のもとにあっても、憲法が保障する国の責任を放棄するようなことがあつては、今後の我が国の教育のあり方に多大な影響を与えることは必至であると思われれます。教育100年の計及び人づくりの観点から、この制度の堅持を強く求める趣旨であります。続きまして、第6号について提案させていただきます。

本案は、山本章一郎議員、古川哲也議員、・永3名で提案させて頂いております。人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書案であります。

案文を読み提案させていただきます。人権侵害の救済に関しては、法的措置を講ずることと明記された人権擁護推進審議会の答申を受け、閣議決定された人権擁護法案が政府により提出され、4度の国会審議が行われてまいりました。この法案は、国際的人権基準ともいふべきパリ原則に合致せずとの国内外の抜本的修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院解散により、自然廃案となりました。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対するホテル宿泊拒否や、差別部落に対する連続差別投書など、悪質な人権侵害が多発しており、人権侵害の救済に関する法律の制定は、今や焦眉の急を要するものであります。

21世紀を真の人権の世紀にとの願いを実現するために、また、憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、パリ原則に基づき政府からの独立性、社会の多元性、多様性を反映し、実効性ある人権委員会の設置を明確にした人権侵害の救済に関する法律の早期制定を強く求め要望するものであります。

以上、提案理由の説明を終わらせて頂きます。よろしく願いいたします。

○議長 楠本賢治君

次に、意見書案第5号を神崎光昭議員、お願いします。

○10番 神崎光昭君

意見書案第5号でございますが、岡田議員となっておりますが、代表して私から提案理由を簡単に申し上げたいと思います。

山村の活性化と地球温暖化防止、森林吸収資源対策の推進を求める意見書であります。昨日から今日にかけて、台風防災等いろいろ議論されましたが、これも地球温暖化の関係ではないかと心しておりますが、先般来、地球温暖化対策については、世界的にも京都議定書によりまして、ガスの削減が日本国内で6%、そのうち3.9%を森林によって吸収ということを位置付けておりますが、先の平成3年の19号台風でも、相当数の森林の被害があっておりますが、未だ完全に回復できてないのが現状であります。

日本の国産材の長期低迷の中で、森林回復は非常に難しゅうございまして、国において吸収資源対策として、特に、温暖化対策税の創設を国に望むものでありまして、衆議院議長以下、環境大臣まで意見書として提出いたしたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、満場一致で可決されますようお願い申し上げます。提案理由にいたします。

○議長 楠本賢治君

これで提案説明を終わります。

意見書案に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。宮田議員。

○ 8 番 宮田精一君

意見書案第 6 号について質問いたします。文言の中に国際的人権基準ともいうべきパリ原則という表現がありますが、このパリ原則というのは、どういうものでしょうか。ご説明をお願いいたします。

○議長 楠本賢治君

・永議員。

○ 1 6 番 ・永宗彦君

パリ原則の全ての説明ができるだけの材料を今もっておりませんが、必要があれば取り寄せることをお約束いたします。この基本的な部分は、人権の侵害を救済するという視点は、政府等の関与を許さないという独立性の確保であります。それから、社会、世界の多編成や多様性を反映して、あらゆる差別侵害、人権侵害を救済するという趣旨であろうと思っています。その上に立って、本当に効果がある、本当に人権の侵害を正しく協議し、審査し判断ができる、そのような救済の方法を模索するための、人権侵害救済のための公式な委員会の設置を求めているものだと確信いたしております。

○議長 楠本賢治君

宮田議員。

○ 8 番 宮田精一君

次に、後 2 点質問します。これも文章の中に被差別部落に対する連続差別投書など、悪質な人権侵害が多発という表現がありますが、具体的に、どのような事例があったのか、ご紹介願いたいと思います。

○議長 楠本賢治君

・永議員。

○ 1 6 番 ・永宗彦君

手元に、そのことについても資料を持ち合わせておりませんが、これにつきましても必要がありましたら至急に取り寄せて、お渡しすることを約束します。

○議長 楠本賢治君

宮田議員。

○ 8 番 宮田精一君

人権侵害については、憲法第 1 4 条で明確に差別を禁止しております。また、こういう意見もあります。民法、刑法、その他の法律でも対応できるので、わざわざこういう新しい法律をつくる必要はないという意見もあると思いますが、この意見については、どうお思いでしょうか。

○議長 楠本賢治君

・永議員。

○16番 永宗彦君

このことについては、それぞれ主観によって若干の相違があることは承知しておりますが、いずれにいたしましても、人権侵害の対応は様々ありまして、現実に豊前市におきましてもあります。国の憲法その他の法律で、一定禁止されているとはいいいながらも、それが守られてない現実があるからこそ、この種の人権侵害救済に関する法律が必要であるという立場であります。意見の違いはありましようけれども、そのことはそのことで、最終的なご判断をして頂ければと思っています。

○議長 楠本賢治君

他に質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

只今議題となっております意見書案第4号から第6号までを、お手元に配布いたしております付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

なお、意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって付託表のとおり付託いたし、意見書案第3号は、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたので、これにて散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて散会いたします。

散会 15時40分